



資料 3

様式 5

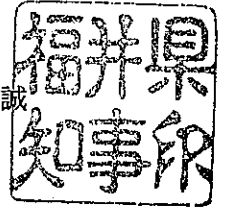
男女県第 1 5 8 号

平成 2 4 年 5 月 1 1 日

福井県新しい公共支援事業運営委員会

委員長 小林 嘉宏 様

福井県知事 西川 一誠



新しい公共支援事業実績報告の提出について

新しい公共支援事業実績報告書（平成 2 3 年度下半期）を提出する。

1. 新しい公共支援事業に関する都道府県の実績報告
様式 5 - 1 を参照
2. 都道府県が実施した支援事業に関する結果報告等（ただし、委託した業務は除く。）
様式 5 - 2 を参照
3. 提出された実施要領第 4 の 8 の報告書
様式 4 - 1（NPO 等活動基盤強化事業の支援対象者）
様式 4 - 3（新しい公共の場づくりモデル事業）
様式 4 - 5（NPO 等活動基盤強化事業）を参照
4. 更新された事業計画書
様式 2 を参照
5. 運営委員会の決定に関する実施要領第 5 の 4 (9) に基づく報告
該当なし（「運営委員会の決定等に反する判断がなされた場合」に該当する事項なし）

6. 広域的な取り組み（ガイドライン 6-6-5）及び内部組織間の連携（同 6-6-6）の状況

○広域的な取組み

連絡調整会議（H23. 9. 12 中部・北陸ブロック） 各県との情報交換を随時実施

○内部組織間の連携

男女参画・県民活動課が窓口となり、関係部局との連携および情報の一元化を図っている。

①新しい公共の場づくりモデル事業担当者連絡会議（庁内・市町）

・ H23. 8. 23/26 事務手続き、情報の共有

・ H24. 3. 26 事務手続き、情報の共有

②新しい公共支援事業推進連絡会

・ H23. 10. 28 各事業の実施団体（14 団体）による事業の概要・進捗状況の報告

新しい公共支援事業を進めるうえでの課題に関する意見交換を実施

7. 添付書類

① 平成 23 年度 新しい公共の場づくりモデル事業 実績一覧表

② 平成 23 年度 NPO 等活動基盤強化事業 参加申込団体審査一覧表

新しい公共支援事業に関する都道府県の実績報告（平成23年度下半期）

1. 実施状況

1 新しい公共の場づくりモデル事業

地域の課題解決を図る事業を、県・市町と NPO 等民間団体が共同提案し、連携して事業を実施

■募集期間：平成23年6月16日～7月15日

■事業選定：第1回運営委員会／プレゼン形式による審査（平成23年8月9日）

■応募・選定件数

	県		市町		計	
応募	14件	34,932千円	12件	22,047千円	26件	56,979千円
選定	8件	16,000千円	5件	9,078千円	13件	25,078千円

■事業期間：県モデル事業 平成23年9月～平成24年3月

市町モデル事業 平成23年10月～平成24年3月

■実績：「平成23年度 新しい公共の場づくりモデル事業 実績一覧表」のとおり

2 NPO等活動基盤強化事業

以下のとおり公募型プロポーザル方式により委託先を選定し、事業を実施

■募集期間：平成23年6月16日～7月15日

■委託先選定：第1回運営委員会／プレゼン形式による審査（平成23年8月9日）

「サポネットふくい」を選定

※県内の中間支援組織3団体で構成されるコンソーシアム（共同体）

①(特活)コラボNPOふくい、②(特活)さばえNPOサポート、③(特活)WACおばま

■事業期間：平成23年9月1日～平成24年3月31日

■実施事業

① スキルアップ講座開催事業

■内容：各分野の専門家を講師に、NPO等のスキルアップを目的とした各種講座を開催

講座名	講師	開催日	参加人数
広報・情報発信 『効果的な情報発信とは』	北島 啓嗣(県立大学経済学部准教授) 宮田 耕輔(月刊ウララ編集長) 斉藤 弘一 (ケアコミュニケーションズ 営業開発部長) マイクヨコハマ(プロカメラマン)	H23.11.19	16団体21人
	片岡 茂(㈱ビゲナツグラフィックス) 岩崎 聡(㈱ウォンツ代表取締役社長)	H23.11.26	12団体15人
ホームページ作成とIT活用 『誰でも出来ちゃうHP&ITツール』	竹内 善紀(IT BRAIN) 東 大樹(ベースライン㈱取締役)	H23.11.27	9団体13人
経営指導 『NPO視点での運営と経営』	津田 均 (社)中小企業診断協会福井県支部長)	H23.12.3	8団体11人
	神尾 修二(㈱KML) 河合 安子 (社会保険労務士事務所プラスワン)	H23.12.11	6団体11人

税、NPO法人会計基準 『安心会計と課税事業の話』	金森 文質 (税理士)	H23. 12. 10	12 団体 17 人
労務管理、コンプライアンス 『NPO団体と“幸せ”な雇用』	中野 和信 (社会保険労務士)	H23. 12. 11	6 団体 11 人
	中野 和信 (社会保険労務士)	H23. 12. 18	5 団体 7 人
資金 (補助金・助成金) 獲得 『補助金・助成金が来たがる団体になろう』	牧野 安雄 (特活) コラボNPOふくい理事長 林 恵子 ((特活) きらきらくらぶ代表) 岩崎 正夫 (まちづくり福井(株) 事業・企画部長)	H24. 1. 14	9 団体 14 人
	各助成財団の担当者 北陸ろうきん、福井県共同募金会、 福井県社会福祉協議会、鯖江市、 福井市、(公財)トヨタ財団	H24. 1. 15	8 団体 10 人
合 計 (延べ)			91 団体 130 人
合計 (実支援団体)			40 団体

■得られた成果

- ・ 講座の種類によって参加者数にばらつきはあったものの、いずれもNPOを運営していく上では必要な項目であり、参加者にとっては意義深い内容であったと考える。
- ・ 各講座とも地域のNPOにとって必要なスキルであることから、自身の団体の問題点に気付くためにも多くの団体に聴講してもらう必要がある。

② 専門家による個別相談会

■内容：税理士、社会保険労務士等が県内4地域を巡回して個別相談会を実施

会 場	開催日	税理士	社会保険 労務士	中小企業 診断士	弁護士	合計 (件)
福井市① (フェニックス・プラザ)	H23. 12. 4	2	2			4
福井市② (フェニックス・プラザ)	H23. 12. 17	3	1	1		5
勝山市 (勝山商工会議所)	H23. 12. 4	1				1
鯖江市 (鯖江市民活動交流センター)	H23. 12. 17	1		1		2
敦賀市 (男女共同参画センター)	H23. 12. 17	2				2
合計 (延べ件数)		9	3	2	0	14
合計 (実支援件数)						8

■得られた成果

- ・ 全体的な相談件数は少なかったものの、来場・相談された方々は、事前に質問事項をまとめ、ポイントを絞り込むことで自身での課題の顕在化が図られると共に、その課題について専門家から個別にアドバイスを受けられたことで、一様に評価は高かった。

③ 専門家派遣による個別指導

■内容：税理士、社会保険労務士等をNPO等の事務所へ派遣して個別指導を実施

専門家（指導内容）	利用団体	利用回数
税理士 （税、財務諸表）	3 団体	9 回
中小企業診断士 （融資申請、経営指導）	3 団体	7 回
社会保険労務士 （労務管理、コンプライアンス）	4 団体	12 回
プログラマー （ウェブサイト作成）	20 団体	100 回
情報発信 （チラシ作成、広報スキル）	9 団体	27 回
合計（延べ）	39 団体	155 回
合計（実支援団体）	27 団体	

■得られた成果

- ・需要の多いジャンル（情報発信系）と需要の少ないジャンル（組織マネジメント系）に2極化した。
- ・NPO等を個別に指導していくことは、非常に重要なことであることから、NPOのニーズも調査しながら実施する必要がある。

④ 認定NPO法人制度・寄附募集説明会

■趣 旨：NPO等が県民・企業から寄附を受けやすい環境を整備するため、寄附募集説明会を開催し、寄附募集のノウハウ・先進事例（成功事例）を紹介。あわせて、認定NPO法人制度について、認定取得を目指す意欲を持ったNPO法人を対象に専門家による制度全般の説明会を開催

■テーマ：新認定NPO法人制度の概要と寄附集めのノウハウ・事例紹介

■講 師：（特活）シーズ・市民活動を支える制度をつくる会 関口 宏聡

- 内 容
- ア NPO・市民活動にとっての資金調達方法
 - イ 現状のNPO法人制度と支援税制
 - ウ 新寄附税制とNPO法改正の概要および留意点
 - エ 改正NPO法と寄附税制改正による利点
 - オ 寄附集めの成功事例紹介

会 場	開催日	NPO等		行政	合計
福井市 （アオッサ 706、707 会議室）	H24. 2. 26	25 団体	30 人	6 人	36 人
敦賀市 （男女共同参画センター）	H24. 2. 26	11 団体	18 人	5 人	23 人
合 計		36 団体	48 人	11 人	59 人

■得られた成果

- ・NPOが常に直面している資金獲得の一手法である「寄附募集」と「新寄附税制」、「NPO法改正による認定NPO法人制度」についての説明会であったため、両会場とも多くの参加者を得ることができた。

- ・両会場とも、参加者からは「認定NPO法人格を取りに行こうと思う」、「自信を持って寄附を依頼に行けそう」等の声が具体的に聞かれる等、参加者のモチベーションの上がる内容であった。
- ・また、両会場とも行政からの参加者もあり、行政サイドの関心の高さも窺えた。
- ・認定NPO法人格を取得できる団体は、比率的には多くないものの、地域のリーダー的NPOを育成して行く上でも、地域を細かく割って、「寄附募集手法」、「認定NPO法人の利点」等について告知・PRを続けて行く必要がある。

⑤ NPO等の活動等の広報事業

NPO等の活動を紹介する冊子「福井の県民活動団体 DATA BOOK」の作成

■掲載団体：150 団体

地域	NPO 法人	任意団体	合計
福井・坂井	66	7	73
奥越	5	0	5
丹南	29	12	41
嶺南	22	9	31
合計	122	28	150

■発行部数：3,500 部

■配布箇所：NPO等 682 部

社会福祉協議会（県・市町） 245 部

行政（県・市町） 600 部

公民館 995 部

企業等 150 部

県民活動フォーラム 2012 参加者 150 部

その他 420 部

■備考：電子書籍（PDF ファイル、CD-R メディア）の作成
インターネット上で公開

■得られた成果

- ・500 余りの団体に紹介記事投稿依頼を行い、内 150 団体からの投稿があった。
- ・県内のNPO等を一堂に紹介した冊子の作製は、県内では初となる。
- ・記事を読んだ感想も多岐にわたり、今後の協働の促進が大いに期待できる。

⑥ イベント・フォーラム開催事業

ア NPO同士やNPOと行政職員の情報交換やネットワーク作りのための分野別交流会の開催

活動分野	開催日	NPO等		行政		合計
まちづくり	H23. 12. 19	18 団体	22 人	4 市町、県 4 課	14 人	36 人
保健・医療・福祉	H23. 12. 20	9 団体	12 人	2 市、県 4 課	7 人	19 人
子どもの健全育成	H23. 12. 21	10 団体	14 人	1 市、県 4 課	7 人	21 人
環境保全	H24. 1. 23	12 団体	16 人	県 5 課	8 人	24 人
学術・文化・芸術	H24. 1. 24	8 団体	13 人	県 2 課	5 人	18 人

社会教育	H24. 1. 25	13 団体	21 人	2 市、県 3 課	8 人	29 人
合計 (延べ)		70 団体	98 人	9 市町、県 22 課	49 人	147 人
合計 (実参加団体)		40 団体		21 団体		

■得られた成果

- ・県内で活動団体数の多い分野をピックアップし実施したことで、分野ごとの団体同士の顔合わせ・情報交換と課題抽出とを図ることができた。
- ・各回とも行政からの参加者も多かったことから、行政当局の「新しい公共」への関心の高さがうかがえた。
- ・県民活動フォーラムの前置事業との位置付けであったが、分科会開催時には県民活動フォーラムの詳細が未定であったこともあり、関連付けが希薄になってしまった。
- ・中間支援機能を持ったNPOの必要性がどの分野でも認識されたことは大きな成果と言える。今後、地域ごとの中間支援組織も必要であるが活動分野内での中間支援組織を育成していくことも必要と考える。

イ NPO等が金融機関から融資を受けやすくする環境を整備するため、金融機関とNPO等との融資説明会・相談会の実施

■金融機関：日本政策金融公庫、北陸労働金庫

会 場	開催日	相談者 (NPO等)	
福井市 (フェニックス・プラザ)	H23. 12. 4	4 団体	6 人
勝山市 (勝山商工会議所)	H23. 12. 4	2 団体	2 人
鯖江市 (鯖江市民活動交流センター)	H23. 12. 17	2 団体	5 人
敦賀市 (男女共同参画センター)	H23. 12. 17	2 団体	4 人
合計 (延べ)		10 団体	17 人
合計 (実支援団体)		7 団体	

■得られた成果

- ・融資を受けなければならない事業を受託するほどの団体が希少であるため、各会場とも参加者数は少なかったものの、融資申請についての具体的な質問が出されるなど、参加者の関心は高かった。
- ・「金融機関による融資制度がある」ということを広く告知していく必要があることから、1回ごとの参加者数は少なくとも、市町単位で実施して行く必要がある。
(金融機関からの講師は招聘しなくとも、資料に基づく概要説明を受託者で行い、回答不能な質問については後日対応する等。)

ウ 福井県民活動フォーラム 2012

会場	開催日	NPO等		行政	合計
サンドーム福井 小ホール	H24. 3. 20	61 団体	107 人	5 市町 県 5 課 25 人	132 人

■内容

- (1) 基調講演 「新しい公共の推進によるNPO等に対する期待と役割」
講師：新田 英理子 (特活) 日本NPOセンター企画部門主任
- (2) 「新しい公共の場づくりモデル事業」事例発表
 - ・(特活) エコプラザさばえ … ダンボールコンポストを利用したごみの減量化事業
 - ・(特活) アントレセンター … 女性と若者のための創業支援事業
『YALOSSA (やろっさ) !』
 - ・(特活) 小さな種・こころ … 農産物の生産並びに販売における障害者雇用推進

事業（チャレンジド・ファーム）

(3) 分科会ワークショップ（仮想協働事業立案）

「協働事業で創る私たちの社会」

- ① みんなが集えるまちづくり（まちづくり）
- ② 災害ボランティアの活動と連携（災害ボランティア）
- ③ いきいき元気な子どもの育成（子どもの健全育成）
- ④ みんなが豊かに過ごせる社会（社会福祉）
- ⑤ 福井国体に照準を合わせた地域の特色を活かした文化芸術のまちづくり
(学術・文化・芸術)
- ⑥ 豊かな川づくり（環境）

※参加者が自身の関係しそうな分科会に分かれ、テーマに沿った協働事業を立案
各分科会にファシリテーターを1名配置

■得られた成果

- ・非常に多くの参加者があり、盛況のうちに開催することができた。
- ・基調講演 → 事例発表 → ワークショップと構成はオーソドックスであるものの、一つ一つの内容は現在進めている「新しい公共」について、参加者に具体的に知っていただくことができるものであったことから、参加者への「新しい公共」についての認識は深まったものとする。
- ・反省点としては、内容的に詰め込み過ぎた感があること、分科会では会場を分散した方が内容を深めることができたかと思われること、全体の時間が長すぎたかと思われる点が挙げられる。
- ・本フォーラムの構成概要は早い段階で決まっていたものの、詳細の確定が遅れたため、事前分科会との連携をとることができなかった。
- ・今後も、内容・カリキュラム的には見直す必要があるものの、県内のNPO等が一堂に会するフォーラムは継続的に実施して行く必要がある。

⑦ 中間支援組織機能強化事業

■内容：中間支援組織の職員が、ボランティア活動の調整役（ボランティア・コーディネーター）、寄附を集める専門職（ファンドレイザー）等としてのスキルを向上させるための研修を実施

育成した専門家	講師	開催日	参加人数
ファシリテーター 参加者の心の動きや状況を見ながら、実際にプログラムを進行して行く者（ファシリテーター）を育成	水上 聡子 アルマス・パイオコスモス研究所代表	H24. 1. 29	13 団体 22 人
協働コーディネーター 多様な主体との協働を推進していくために、NPO等の活動実態を把握するとともに、主体間の様々な調整を行い、課題解決につなげる者を育成	世古 一穂 (特活)NPO研修・情報センター代表理事	H24. 2. 4	7 団体 11 人
		H24. 2. 5	9 団体 12 人
ファンドレイザー 寄附を集める専門職を育成	木村 真樹 コミュニティユースバンク momo 代表理事	H24. 2. 18	9 団体 15 人
ボランティア・コーディネーター 市民が社会貢献活動を希望する際のNPO等との橋渡し役を育成	唐木 理恵子 日本ボランティアコーディネーター協会	H24. 2. 4-5	10 団体 18 人
	加留部 貴行 日本ボランティアコーディネーター協会	H24. 2. 21-22	13 団体 21 人

	齋藤 正宏 遠野まごころネット・陸前高田 担当		
合 計 (延べ)			61 団体 99 人
合 計 (実支援団体)			34 団体

■得られた成果

- ・ 中間支援組織を運営して行く上で、必要なスキルである専門家養成のための各種講座は各回とも盛況であり、内容の濃いものであった。
- ・ 各講座とも県内1箇所（ボランティア・コーディネーターは2箇所）でしか行えなかったことから、次年度においては、参加しやすい環境（場所・日程）について配慮していく必要がある。

⑧ 社会貢献活動支援ネット構築事業

- 内容：企業からの人材やノウハウをNPO等に橋渡しするプロボノ（社会人が自分の職能や経験を提供する社会貢献活動）や災害発生時に活動する災害ボランティアを登録し、NPOや被災地のニーズとマッチングさせるシステムの構築
- ベンダー：株式会社システム研究所

3 NPO等に対するつなぎ融資への利子補給事業

- 事業内容：NPO等が行政から受託した事業の実施に際して金融機関等のつなぎ融資を利用する場合に、当該融資にかかる利子に相当する金額に対して、利子補給金を交付（2%を上限）
- 募集期間：平成23年9月1日～12月28日
- 事業広報：金融機関へ制度の説明、ホームページ・メールマガジン等による事業の周知
- 利用実績：なし

4 共通事務に関する事業

(1) NPO等との協働に関する研修会

県・市町職員向けにNPO等との協働の考え方を普及啓発するため、以下の研修会を実施

- テーマ：「新しい公共」を拓く参加と協働のデザイン
- 講師：(特活)NPO研修・情報センター 代表理事 世古 一穂
- 日時：平成23年11月29日
- 会場：県庁舎（正庁）
- 参加者：県・市町職員49名（県24名、市町25名）

(2) 運営委員会の開催

- ①第1回運営委員会（平成23年8月9日）
 - ・ 基本方針（案）および事業計画（案）の検討
 - ・ 平成23年度 新しい公共の場づくりモデル事業の事業選定
 - ・ 平成23年度 NPO等活動基盤強化事業の委託先選定
- ②第2回運営委員会（平成24年3月21日）
 - ・ 事業計画（変更案）の検討
 - ・ 平成24年度 新しい公共の場づくりモデル事業の事業選定

2. 成果目標の達成状況

- 1 県内NPO法人のホームページ開設率
事業実施前：50.7% → 23年度下半期：58.4% （目標値：60%）
- 2 中間支援組織の職員を専門的人材として育成（ボランティア・コーディネーター、ファンドレイザー等）
事業実施前：0人 → 23年度下半期：54人（延べ） （目標値：40人）
- 3 ボランティア活動や県民と連携した新たな公共サービスの促進
〔 社会人の職能や技能、経験を活かしたプロボノ活動や、NPO、企業、行政などが連携して行う新たな公共的サービスの提供を通じて、地域の課題を解決 〕
事業実施前：0件 → 23年度下半期：13件 （目標値：10件）

3. 全体評価

本県は平成23年4月に統一地方選挙が実施されたことから、本事業の事業予算は6月補正予算に計上され、1か月の事業募集期間を経て、8月9日の運営委員会で23年度に実施する事業（モデル事業13事業、NPO等活動基盤強化事業1事業）を選定し、9月以降、順次、事業を開始した。

1 新しい公共の場づくりモデル事業

新しい公共の場づくりモデル事業の事業募集説明会を4回開催し、対象者へ制度の周知に努めたことにより、140名（NPO70名、行政70名）の参加があり、本事業に対して県内NPOや行政から高い関心が寄せられた。

県・市町とNPO等との連名による申請という方式にもかかわらず、26件もの応募があり、採択/不採択にかかわらず行政とNPO等が連携して地域の課題解決に向けて取り組むことで合意したことは、今後の継続した連携へとつながるものと期待される。

モデル事業の特徴であるマルチステークホルダープロセスについても、事業に関係する5団体以上で構成される会議体を立ち上げ、当該会議体の意見を反映しながら事業を実施した結果、従来型の委託者である行政と受託者であるNPO等だけの関係に留まらず、幅広い関係団体の参加を得ることができ、広域ネットワークの形成、多様な意見の徴収など、事業展開に幅が広がった。

また、事業の成果についても、「女性と若者のための創業支援事業」で、本事業を契機として3件の新たに創業の方が生まれたり、「次世代の定住促進事業」で、本事業を契機として新たに本県へ定住した方が1名出るなど、事業期間が実質半年程度であったにもかかわらず、一定の成果が得られた。

今後も、県・市町とNPO等が連携して、新たな公共サービスの提供を行っていく仕組み等を確立し、NPO等民間団体の自立的活動を支援していく。

2 NPO等活動基盤強化事業

専門家による個別指導では、ホームページ作成支援や広報支援など情報発信系に対するNPOのニーズが高いことが分かったため、県と受託者が協議の上、当初の企画提案内容から変更して事業を実施（プログラマー派遣回数増加、デザイナー派遣の新設など）するなど、NPOのニーズに応じた事業展開を図った。

また、寄附募集支援事業では、平成23年6月に成立した新寄附税制、NPO法改正に対応するための説明会を本事業に追加するなど真にNPOの支援につながる内容となるよう随時事業内容を見直しながら実施した。

事業の執行方法についても、委託先である中間支援組織が、平成 25 年度以降も継続して他の NPO を支援していける仕組みにより実施（例えば、専門家への依頼は、中間支援組織の個人的なつながりで専門家へ依頼するのではなく、専門家が属する業界団体を経由して依頼する方法で実施し、中間支援組織と業界団体との人的ネットワークを構築）するなど工夫をこらした。

その結果、専門家による個別相談、専門家派遣による個別指導、金融機関との融資相談の成果報告では、支援を受けたすべての法人から成果が得られた旨の回答があるなど着実に活動基盤の強化が図れた。

一方、専門家による個別相談では、会場により相談者の数が極めて少なかったり、全く NPO のニーズのない専門家が存在したことや、スキルアップ講座でもニーズに偏りがあった（情報発信系、資金獲得系のニーズが高く、組織マネジメント系のニーズは高くない）ため、これらの点については、NPO のニーズを把握しながら事業を進めていく必要がある。

以上のことから、平成 24 年度は、NPO のニーズを汲み取り、各事業の周知期間を長めにとり、支援が必要な NPO の掘り起こしを行うなどして、支援が必要な NPO へ必要とされる支援が確実に行き届くよう事業を実施する。

3 NPO 等に対するつなぎ融資への利子補給事業

金融機関へ制度の説明、ふくい県民活動センターのホームページ、ふくい県民活動センター発行のメールマガジン等で事業の広報を行ったが、利用実績はなかった。

これは、金融機関から融資を得てまで事業を行おうという法人が少ないことと、概算払いへの移行を進めた結果、精算払いが減少しているためと思われるが、引き続き関係者へ事業の PR を実施していく。

評価ランク	<input type="checkbox"/> S : 特に優れた成果が得られた <input type="checkbox"/> A : 優れた成果が得られた <input checked="" type="checkbox"/> B : 一定の成果が得られた <input type="checkbox"/> C : 限定的であるが成果が得られた <input type="checkbox"/> D : 成果が得られなかった (該当する評価に『』を付けてください。)
-------	---

4. 個別実績報告の総括表

① 新しい公共支援事業（③を除く）

業務名 ※1	委託した場合は受託した団体等名	種別 ※2	自己評価
[提案方式導入] NPO等活動基盤強化事業	サポネットふくい (特活) コラボNPOふくい、(特活) さばえNPOサポート、 (特活) WAC おばまの3団体で構成されるコンソーシアム	基、附、資	A

※1 プロポーザル方式の発注を行ったものには“[提案方式導入]”、派遣専門家等の実績・評価を公表しているものには“[派遣評価公表]”、支援対象者の数や満足度が委託費の支払いに反映できる仕組みを導入しているものには“[満足度反映]”と記載してください。
 ※2 「種別」欄には、活動基盤整備支援に関連するものは「基」、寄附募集支援に関連するものは「附」、融資円滑化支援に関連するものは「資」、利子補給に関連するものは「利」、その他に関連するものは「他」と記載してください。(複数回答可)

② 支援対象者

事業名	団体・組織等名	種別 ※3	自己評価
専門家による個別相談（中小企業診断士）	(特活)ふくい科学学園	基	B
	越前「田んぼの天使」有機の会	基	A
専門家による個別相談（税理士） (奥越会場) (丹南会場)	(特活) コラボNPOふくい	基	A
	(特活) さばえNPOサポート	基	A
	(特活) さばえNPOサポート	基	A
	(特活) 小さな種・こころ	基	A
	(特活) WAC おばま	基	A
	にこにこクラブSUNFISH	基	A
	(特活) わくわくくらぶ	基	A
専門家による個別相談（社会保険労務士）	(特活) コラボNPOふくい	基	A
	(特活) さばえNPOサポート	基	A
	(特活) 小さな種・こころ	基	A
専門家派遣による個別指導（中小企業診断士）	越前「田んぼの天使」有機の会	基	S
	(特活) わくわくクラブ	基	A
	(特活) 小さな種・こころ	基	A
専門家派遣による個別指導（税理士）	夢みらいWe	基	S
	越前「田んぼの天使」有機の会	基	S
	(特活) さばえNPOサポート	基	S
専門家派遣による個別指導（社会保険労務士）	(特活) Comfort さばえ	基	A
	(特活) さばえNPOサポート	基	S
	(特活) 小さな種・こころ	基	A
	(特活) コラボNPOふくい	基	A
専門家派遣による個別指導（プログラマー）	(特活) 福井県子どもNPOセンター	基	S
	(特活) AOZORA福井	基	B

	越前「田んぼの天使」有機の会	基	B
	(特活) Comfort さばえ	基	A
	(特活) さばえスポーツクラブ	基	A
	(特活) さばえ NPO サポート	基	A
	(特活) 小さな種・こころ	基	A
	(特活) 福井犬・猫を救う会	基	A
	小浜市の歴史と文化を守る市民の会	基	S
	(特活) 里豊夢わかさ	基	S
	要約筆記 ハンドリリーフ	基	A
	(特活) WAC おばま	基	A
	(特活) 地球と握手	基	S
	上根来プロジェクト	基	S
	小浜西組町並み協議会	基	A
	わかさわんわんパトロール	基	S
	(特活) わくわくくらぶ	基	S
	(特活) ホリデースクール	基	B
	(特活) THAP	基	A
	F フォーラム	基	B
専門家派遣による個別指導 (デザイナー)	(特活) 福井まちなかNPO	基	B
	わかさわんわんパトロール	基	B
	小浜西組町並み協議会	基	B
	上根来プロジェクト	基	A
	(特活) AOZORA福井	基	A
	アースリンク	基	B
	エクセレント	基	A
	(特活) エコプランふくい	基	A
	(特活) コミュニケーションパートナーズ291	基	B
金融機関との融資相談会	(特活) コラボNPOふくい	資	A
	(特活) さばえNPOサポート	資	A
	(特活) 小さな種・こころ	資	A

※3 「種別」欄には、活動基盤整備支援に関連するものは「基」、寄附募集支援に関連するものは「附」、融資円滑化支援に関連するものは「資」、利子補給に関連するものは「利」と記載してください。(複数回答可)

評価ランク (5段階評価: S→A→B→C→D)		団体数	比率
S	特に優れた成果が得られた	12	22.2%
A	優れた成果が得られた	32	59.3%
B	一定の成果が得られた	10	18.5%
合計		54	100.0%

③ モデル事業

事業名	団体・組織等名	分類 ※4	自己 評価
ダンボールコンポストを利用したごみの減量化推進事業【県】	(特活)エコプラザさばえ	重	A
再生可能エネルギー+電気自動車普及情報センター事業【県】	(特活)エコプランふくい	重	A
女性と若者のための創業支援事業 「YALOSSA (やろっさ)！」【県】	(特活)アントレセンター	重	A
福井県への帰住希望者および東日本大震災被災者のための新たな定住環境の整備および生活サポートを目的とした地域つながり力強化推進事業【県】	ふるさと福井サポートセンター	重	C
エコ農産物の消費者へのPR事業【県】	(特活)農と地域のふれあいネットワーク	重	A
足羽川利活用推進事業【県】 ～まちなか足羽川でひろげよう「人と川のつながり」を！～	(特活)ドラゴンリバー交流会 (社)福井青年会議所	重	B
放課後子どもプランにおける新たなプログラム開発および放課後子どもコーディネーター研修事業【県】	(特活)福井県子どもNPOセンター	重	A
東日本大震災による被災者・被災地復興支援事業【県/震災対応】	(特活)ふくい災害ボランティアネットワーク	震災	S
中心市街地(順化地区)における恒常的な賑わい創出とその担い手育成事業【市町】	どまんなか協議会	重	A
市民と一体となって雪を克服し、雪に親しみ、雪を活用するまちづくり【市町】	勝山市区長連合会	般	B
農産物の生産並びに販売における障害者雇用推進事業(チャレンジド・ファーム)【市町】	(特活)小さな種・こころ	重	B
国際化が進む越前市における各種情報の「やさしい日本語」化推進事業【市町】	越前市国際交流協会	重	B
次世代の定住促進事業【市町】	若狭町次世代定住促進協議会	重	B

※4 「分類」欄には、新しい公共の場づくりのためのモデル事業のうち、一般枠の事業は「般」、NPO支援重点化枠の事業は「重」、社会イノベーションの推進のためのモデル事業については「イ」と記載してください。

評価ランク(5段階評価:S→A→B→C→D)		団体数	比率
S	特に優れた成果が得られた	1	7.7%
A	優れた成果が得られた	6	46.2%
B	一定の成果が得られた	5	38.5%
C	限定的であるが成果が得られた	1	7.7%
合計		13	100.0%

新しい公共支援事業の成果等報告
(都道府県が実施した支援事業分 (ただし、委託業務分を除く。))

1. 成果等報告

事業名	NPO等に対するつなぎ融資への利子補給事業	
事業の種別	<input type="checkbox"/> 活動基盤整備支援 <input type="checkbox"/> 寄附募集支援 <input type="checkbox"/> 融資円滑化支援 <input checked="" type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他 (複数回答可)	
都道府県名	福井県	
実施期間	平成23年9月～平成24年3月 (募集は12月まで)	
業務内容	<p>NPO等が行政から受託した事業の実施に際して金融機関等のつなぎ融資を利用する場合に、当該融資にかかる利子に相当する金額に対して、利子補給金を交付 (2%を上限)</p> <p>■募集期間：平成23年9月1日～12月28日</p> <p>■事業広報：金融機関へ制度の説明 ふくい県民活動センターのホームページ ふくい県民活動センター発行のメールマガジン 等</p>	
得られた成果及び自己評価	<p>■利用実績なし 概算払いへの移行が進み、精算払いが減少しているためと思われるが、引き続き関係者へ事業のPRを実施する。</p> <p>■概算払いへの移行促進に向け、以下の取組みを実施した。 県への対応：庁内各部局に対して、概算払いへの移行を依頼 ・H22.12.24 新しい公共支援事業 庁内説明会で口頭依頼 ・H23.11.25 // ・H23.3.25 「NPO等に支払う委託料の概算払(前金払)について(依頼)」を发出 市町への対応：市町に対して、概算払いへの移行を要請 ・H22.12.24 新しい公共支援事業 市町説明会で口頭要請 ・H23.11.24 // ・H23.3.28 「NPO等に支払う委託料の概算払(前金払)について(依頼)」を发出</p>	
	評価ラ ンク	<input type="checkbox"/> S：特に優れた成果が得られた <input type="checkbox"/> A：優れた成果が得られた <input checked="" type="checkbox"/> B：一定の成果が得られた <input type="checkbox"/> C：限定的であるが成果が得られた <input type="checkbox"/> D：成果が得られなかった

2. 添付書類

なし

平成23年度 新しい公共の場づくりモデル事業 実績一覧表 【 県分：8事業 】

整理番号	実施主体		事業名	23年度の実施事業		自己評価	得られた成果(法人記載)
	民間団体	行政		概要【実績】	事業費(千円)		
1	(特活)エコプラザさばえ 理事長 佐飛 康央 鯖江市中野町 エコネットさばえ内	安全環境部 循環社会推進課	ダンボールコンポストを利用したごみの減量化推進事業	1 ダンボールコンポストを利用した生ごみの堆肥化を推進 ・モニターへの参加【617名】 ・フォローアップ講座【2回 237名】 ・たい肥化アドバイザー育成【10名】 ・削減した生ごみの量【50トン】(推定) ・生成したたい肥の量【5トン】(推定) 2 普及啓発活動 ・さばえ男女共同参画ネットワークフェスタ、誠市(骨董市等)【延べ1,750名】	2,193	A	県、鯖江市および各団体との協力のもと、ダンボールコンポストでのごみ減量化とたい肥化について、市民から予想以上の反響があり、目標以上の説明会の開催と、それにより617名のモニターを得ることができた。モニターのアンケート結果からは、ダンボールコンポストの手軽さや、ごみ減量化が進んだことが確認できた。また、引き続き、ダンボールコンポストでのたい肥化に取り組みたいという声が多くあった。 しかし、今回のモニター分析からは、モニターの多くは、畑や庭のある世帯であり、まだまだ都市部におけるアパートやマンション住まいの家庭への普及が進んでいないことが分かった。また、今回集まったモニターに、一時的な活動に終わらず、引き続きたい肥化に取り組んでもらい、生ごみ資源化を日常生活の一部に定着させていくことも重要である。 そこで、24年度においては、都市部での生ごみ減量化と資源化を推進するため、畑や庭を持たない世帯をこの活動に取り込むことを目指す。また、現在のモニターの定着のため、フォローアップ講座を定期的に開催し、たい肥の使い方なども併せて指導するほか、育成を始めた「たい肥化アドバイザー」のスキルアップを図り、現在のたい肥化ネットワークをより発展拡大させる。 さらに、24年度において、アンケート結果等を踏まえた独自のたい肥化ガイドブックを作成し、他市町や他団体が新たに、ダンボールコンポストでのたい肥化とごみ減量化を始める参考となるような情報を発信していきたい。
2	(特活)エコプランふくい 理事長 土保 裕治 福井市日之出	安全環境部 環境政策課	再生可能エネルギー+電気自動車普及情報センター事業	1 太陽光発電普及協議会の設立および設置事業者の情報提供事業 ・設置事業者の情報提供【41社】、技術講習会【74名】 ・太陽光発電相談員養成講座を開催し、太陽光発電相談員を養成【19名】 ・リーフレット発行【2,000部】 2 再生可能エネルギー・電気自動車・地球温暖化問題の講師派遣 ・「節電教室」の講師養成講座を開催し、講師に認定【9名】 ・講師を小学校、公民館等へ派遣【15件】 3 電気自動車の利用情報提供事業 ・懇談会「福井県EV・PHVユーザーの会」開催【28名】 ・県内充電ステーションの地図情報、EV観光コース案内を作成し、HPに掲載	2,327	A	①太陽光発電普及協議会を結成し、県内設置事業者の組織化を行い、設置事業者の情報や県内で設置する時に必要な情報の提供をWebやリーフレットで行う体制ができ、ワンストップ情報センターとすることができた。 ②アースサポーター講師派遣システムを作り、地球温暖化問題や再生可能エネルギー普及の身近な出前講座を進める体制が整えられた。 ③太陽光発電、電気自動車については、新聞・テレビで取り上げられて県民全体への情報提供につながった。 ④太陽光発電については、今後、ワンストップ情報センターとして進めることができたし、アースサポーター講師派遣は小中学校や公民館等とのルートを確立することができた。
3	(特活)アントレセンター 理事長 高原 裕一 福井市春山 福井新聞さくら通りビル	産業労働部 産業政策課	女性と若者のための創業支援事業	1 起業を目指す者、起業した者相互のフェイスブックを活用した情報交流【80名】 2 起業を目指す者の業種別、創業段階別のリアルの交流会、勉強会【2回 46名】 3 商品開発や販路拡大のための起業成功者による直接・間接サポート【10回】 本事業による起業支援 ・7件(新規創業3件、創業予定3件、新事業展開(企業内起業)1件) ・問い合わせ件数 50件超、ビジネスプランの作成 20件	940	A	当初、23年度内の開業者目標として5名を掲げていたが、実際に開業(法人設立または事業者登録)にまで至ったのは3名で、企業内起業として新事業部を立ち上げるに至ったのは1名であった。24年度中に創業を予定している者は3名把握しており、今後継続的に支援していきたい。 フェイスブックページへの登録、いわゆる「いいね」ボタンを押した人数は開設以来6か月間で80名であり、当初2か年に渡り200名の登録を目標としていたので、まずまずの登録ペースであると言える。 今後の展望としては、WEBコンテンツの充実を図るとともに、フェイストゥーフェイスの交流・勉強会を開催することで、2か年で20の起業家支援が可能であると目論んでいる。 このように、SNSを活用した交流や起業家の人脈作りに役立てようとする試みは初めてであったが、内容の充実を図ることでより大きな成果に結びつく可能性が高いという期待が寄せられるまでになり、試みの実証としては大きな成果が得られた。
4	ふるさと福井サポートセンター (NPO法人設立準備中) 代表者 北山 大志郎 美浜町河原市	観光営業部 ふるさと営業課	福井県帰住希望者のための新たな定住環境の整備と生活サポートを目的とした地域のつながり力強化推進事業	東日本大震災被災者を含むU I ターン者の定住促進を図るための各種事業の実施 1 定住者を受け入れる地域【美浜町内5地区】 空き家の発掘・登録【8件】→ 空き家を借りることに興味を持った人【5名】 2 県外の移住定住相談会等での対応【3会場 41名】 3 活動内容の周知 【「美浜新庄雪まつり」にブース出展(400名)、HP開設、パンフレット作成等】 4 定住後の生活全般に渡る相談窓口の設置、定住後のサポートスキル向上講座【8名】	2,242	C	定住者の実績 0人 定住希望者に提供できる空き家を8件発掘し、そのリスト化を行った、今後はリストを活用して定住希望者等に空き家の案内などを行いながら、さらなる内容の充実を図る。 美浜市内の5地区(新庄、雲谷、上野、宮代、久々子)がモデル地区として会議体に参加し、地域の定住者受入について連携を図ることができた。特に「新庄地区」については「美浜新庄雪まつり」を実施するなど、地区外からの人の流れを作り出すとともに、地区住民の部外者に対する抵抗感を無くすことに寄与した。今後も地区の活性化を図るとともに定住者と地元との交流ができるイベントを実施しすることで、定住を実現していく。
5	(特活)農と地域のふれあいネットワーク 理事長 多田 憲一 福井市大東	農林水産部 水田農業経営課	エコ農産物の消費者へのPR事業	1 エコ農産物のシンボルマークを集めた消費者に、抽選で景品(特別栽培米)を授与【応募293名→当選228名】 2 スーパー等でエコ農産物専用コーナーを設置【37店舗】 3 エコ農産物栽培作業体験ツアー【3地域、64名】 4 普及啓発【専用HPの開設】	2,930	A	消費者自らがシンボルマークを集めて応募するという積極的なPR方法を採用して消費者にシンボルマークの意味を考えるきっかけを提供することができた。併せてスーパーマーケット等の売場でエコ農産物専用コーナーの常設を働きかけるなどの消費者向けPR活動を実施し、消費者にとって最も身近な場面からのPR事業を展開することができた。 また、エコ農産物に特化した農業体験・試食会を開催し、安心安全を求めているにもかかわらず栽培の仕方を知らない消費者に対してエコ農産物の生産を行っている農業者の体験談を聞くことで、手間がかかっていることを消費者に知ってもらい、商品価値が高いことを理解してもらうことで、消費者がエコ農産物に関心を持ち、生産者開拓・販売促進につなげることができた。 今後も、エコ農産物のPRをホームページやツアー等で継続し、消費者の理解度を深めたい。

整理番号	実施主体		事業名	23年度の実施事業		自己評価	得られた成果(法人記載)												
	民間団体	行政		概要【実績】	事業費(千円)														
6	(特活)ドラゴンリバー交流会 理事長 有塚 達郎 (社)福井青年会議所 理事長 中村 敏明	土木部 河川課	水辺を活かした県都のまちづくり事業	1 HPの作成に必要な情報の収集(足羽川の植生、野鳥の生息状況、水難事故の防止方法等) 2 体験教室の開催 ・アユのつかみ取り【70名、9/17】 ・カヌー【40名、10/1】 ・魚釣り【80名、10/22】 ・Eボート川下り【28名、10/30】 3 川をキャンパスにした県民参加型のひかりのアート【70名、9/17】	1,666	B	体験教室や川を活かしたまちづくりへの参加がきっかけとなり、川に対する知識・興味・愛着を深め、普段から川を守り親しみ楽しむ人が増えた。なお、具体的な成果は以下のとおり <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>現状</th> <th>H23目標</th> <th>H24実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>活動やイベントの参加者数</td> <td>2,836</td> <td>3,400</td> <td>5,559</td> </tr> <tr> <td>自主活動団体数</td> <td>27</td> <td>30</td> <td>36</td> </tr> </tbody> </table>	指標名	現状	H23目標	H24実績	活動やイベントの参加者数	2,836	3,400	5,559	自主活動団体数	27	30	36
指標名	現状	H23目標	H24実績																
活動やイベントの参加者数	2,836	3,400	5,559																
自主活動団体数	27	30	36																
7	(特活)福井県子どもNPOセンター 理事長 清水 雅美 福井市木田町	教育庁 義務教育課	放課後子どもプランにおける新たなプログラム開発および放課後子どもコーディネーター研修事業	1 子どもの成長発達を促す直接体験プログラムの開発【7本】 <例>木田地区の菓子店をまわり、菓子職人へのインタビュー、菓子職人と一緒にスイーツを作る体験等を通して、地域との交流、職業観を育成 2 プログラムを紹介するパンフレットの作成	1,474	A	子どもたちの放課後を豊かにする魅力あるプログラムを開発することができ、実施へのモチベーションが高まった。 放課後子どもクラブ従事者に向けて研修会で講師を務め、講義とともに事業説明をしたことで、県内で放課後子どもプランに関わる人に今回の事業内容や遊びの大切さを理解してもらうことができ、24年度に向けて一定の波及効果があった。 会議体を構成した子ども関連団体との連携が進み、互いに顔の見える関係を築くことができ、協働して福井県の子どもの育ちを考え合うことができた。 24年度については、開発したプログラムを福井市木田地区において丁寧に実施し、見学者や研修会参加者が自身の地区において放課後子どもプランをより充実して取り組めるよう、真摯に事業に取り組んでいく。												
8	(特活)ふくい災害ボランティアネット 理事長 東角 操 坂井市丸岡町一本田福所	総務部 男女参画・ 県民活動課	東日本大震災による被災者・被災地復興支援事業 <震災対応案件>	1 復興支援に関する各種イベントの開催 ・復興支援イベント【県内4ヶ所、計1,200名】 ・復興支援ボランティアフォーラム2011の開催【550名、12/11】 2 陸前高田市産の復興グッズ、農林水産物の販売【400万円】 3 陸前高田市の流木松を回収し、再利活用品を販売【350万円】 ・収益の一部を「高田の松原を守る会」への寄付【200万円】 4 被災地の復興支援活動 【声掛け・見守りボランティアの派遣、被災地での収穫祭・クリスマス会の実施等】	2,205	S	1 福井県内における被災他の状況報告会を兼ねた「復興支援イベントの開催」 ○事業成果 県内各地でのイベント開催や、出店により、「チームふくい」の取組みや被災地の状況を多くの県民に伝えた。また、様々なボランティア団体との顔の見える関係が出来、横のつながりが出来た。 ○波及効果 風化防止やグッズ購入という県内にいても出来る支援につながった。災害ボランティア支援活動の新たな仕組みづくりを考えるきっかけを作った。 ○今後の展望 災害ボランティア支援活動の取組みや県などの行政機関との関係を検証し、救援・復旧・復興までを視野に入れた災害ボランティア活動の仕組みを再構築していく。また、災害ボランティア活動基金の使用用途への提言も行っていく。 2 東日本大震災による陸前高田市の被災者・被災地の復興支援のための復興グッズおよび農林水産物を福井県で販売 ○事業成果 現地に行かなくても福井にいて、被災地を支える仕組みにつながった。また、被災者の働く気持ちを喚起し、自立への歩みを始めるきっかけにつながった。被災地の農産物の紹介が出来て、販路拡大につながった。 ○波及効果 高齢化した農家に元気を取り戻すきっかけになった。津波で被災した畑での栽培をあきらめていた農家の人たちが、もう一度がんばってりんごを栽培しようと動き出した。 ○今後の展望 被災地の農家の方と消費者が直接取引できるようにしていきたい。現地に拠点基地をつくり、福井の産物を現地で販売し、現地の農海産物を福井で販売したい。 3 東日本大震災による被災地陸前高田市の流木松の再刊活用による復興支援 ○事業成果 瓦礫処理、復興資金としての寄付金造成並びに職をなくした被災地の方々の雇用と経済の循環という3点の効果があつた。多くの寄付金造成につながった。 ○波及効果 私たちの取組みがきっかけで、被災地を始めとした様々な団体が、回収松の再利活用を行い、雇用・経済・寄付金造成など復興支援の取組みを行いだした。 ○今後の展望 流水松の再利活用品の販売は、今後も続ける。数年後の陸前高田の松原復興のための植樹活動にも協力していきたい。 4 東日本大震災による被災地への復興交接活動(専門ボランティアの派遣他) ○事業成果 閉じこもり防止やストレス発散など、被災者が前に向くための活動が展開できた。つながりが強化でき、いつも福井から支えているという精神的フォローが築けた。 ○波及効果 参加した人たちが、被災者を勇気づけるいろんなアイデアを考え実行するようになった。 ○今後の展望 今後の災害時における復興へのステップのためのケアの活動に役立てたい。												

平成23年度 新しい公共の場づくりモデル事業 実績一覧表 【市町分：5事業】

整理番号	実施主体		事業名	23年度の実施事業		自己評価	得られた成果(法人記載)
	民間団体	行政		概要【実績】	事業費(千円)		
9	どまんなか協議会 会長 高島 範行 福井市順化 泉谷ビル1F	福井市	中心市街地(順化地区)における恒常的な賑わい創出とその担い手育成事業	<ol style="list-style-type: none"> 若手経営者を対象としたセミナー、若手経営者が案内役となるまち歩き等の実施 <ul style="list-style-type: none"> どまんなか館便りNo.1、No.2発行【延べ4,100部】 セミナー(全2回)「感動ムービーの撮り方」他【延べ17名】 まち歩き(全2回)「まちの歴史を知らながら茹でたての蟹を味わう」他【延べ32名】 来街者向け情報発信 <ul style="list-style-type: none"> 来街者用ベンチ作成【10台、21名参加】 スマートフォンによる情報発信【昭和初期の情報約20件を「セカイカメラ」にアップ】 福井工業大学と連携した商店街を題材とするショートフィルムの制作 地元映画館との連携 <ul style="list-style-type: none"> どまんなか館での開催事業、映画情報を相互に来場者に提供【延べ470名、500枚配布】 <p>【本事業を契機として新たにまちづくりを実践することとなった若手経営者：2人】</p>	1,767	A	<p>協議会の活動に対しては、地元の協力店舗や参加者が増加傾向にあるなど、地域全体に認知されてきた。これに伴い、まちづくりを実践する若手も増加し、新たな事業(取組み)につながることも、他の地域の協議体との連携などにもつながってきた。</p> <p>本事業を契機として新たにまちづくりを実践することとなった若手経営者 ⇒ 2人</p> <p>これらは、行政サイドからの一方的な支援では成し得なかったことであり、今後も、協働と人材育成を視野に入れ、事業を展開していきたい。</p>
10	勝山市区長連合会 会長 杉平 信夫 勝山市元町	勝山市	市民と一体となって雪を克服し、雪に親しみ、雪を活用するまちづくり	<p>克雪・利雪・親雪計画を策定するための基礎データの収集</p> <ol style="list-style-type: none"> 市による除雪ができない路線に係る対応状況の調査【市内114地区】 市民を対象とした除雪に関する総合アンケートの実施【2,000名】 モデル地区(3地区)による克雪・利雪・親雪事業の試験的实施 <ul style="list-style-type: none"> ①北谷地区：地区内の河川水を利用した消雪を試行 ②鹿谷地区：「鹿谷雪まつり」の問題点の把握やその対策の検討 小型ロータリー除雪機を利用した除雪困難世帯の除雪作業を試行 ③勝山地区：水中ポンプで区内水路から水を汲み上げ、簡易な消雪を試行 雪押し場に積み上げられた雪山を利用してソリ場を整備 地元のNPO法人による利雪の実証実験 <ul style="list-style-type: none"> 雪を利用した野菜等の保存、雪そのものの保存 	2,000	B	<p>市内各地区の市による除雪ができない路線に係る対応状況調査や市民を対象とした除雪に関する総合アンケート調査は、23年度は集計のみのため、結果の分析は24年度となるが、特に、アンケートの中で道路の除雪(公助)についての満足度は高く、市民にとって自宅の雪対策の問題(自助・共助)が大きいようである。今後の検討課題としての方向性ははっきりとしたことから、自助・共助の面を重視した計画策定を行う。</p> <p>モデル地区での克雪・利雪・親雪の各事業の試験的实施において、特に鹿谷地区での取り組みは、共助による助け合いの活動であり、他地域への波及効果も高いことから、市内全域に広げていきたい。</p> <p>また、勝山地区での簡易消雪については、設置箇所では好評であり、消雪効果も高いことから、今後も地区との協力を得ながら市内全域へ拡大する方策を検討する。</p> <p>雪による保存、雪の保存の実験は、現在進行形で実施しており、今後の結果により具体的な方策を検討することとなる。</p>
11	(特活)小さな種・こころ 理事長 清水 孝次 鯖江市長泉寺町 鯖江市民活動交流センター内	鯖江市	農産物の生産並びに販売における障害者雇用推進事業(チャレンジド・ファーム)	<ol style="list-style-type: none"> 「チャレンジド・ファーム」を設立し、農業指導員が障害者に農業技術を伝達【障害者の新規雇用 4名】 「チャレンジド・ファーム」で生産した農作物を調理、加工【地元レストランで野菜を用いたランチを提供】 普及啓発【HP、ブログ、フェイスブック、活動紹介チラシ発行 等】 	2,000	B	<p>当初予定していたチャレンジド(精神障がい者)2名の雇用に対し、4名の雇用が図れたことは、今後の事業の継続性と発展性に繋がる成果と考える。</p> <p>また、今回申請し許可いただいた休耕地の地主からは、24年度以降も同様の趣旨での活用を期待していただいており、24年度からは更に別の地主からも1,000㎡の休耕地利用の依頼を得た。24年度は、ビニールハウスの設営と活用も含めて前向きな検討を考えている。</p> <p>会議体会議の実施や啓発パンフレットの作成に加えて、チャレンジド・ファーム通信の発刊、facebookでの情報発信も好評をいただいており、チャレンジドファームの取り組みを様々な場面で情報発信できる手段も23年度後半には整備され、24年度の当事業の更なる前進に寄与できるものと考えている。</p> <p>現時点における精神面でのハンディキャップを持たれた方々と農業との相性は、非常に良好と判断している。内外を問わず、様々な研修にも前向きに取り組む姿勢が強く見うけられ、スタッフ間の信頼関係も徐々にではあるが構築されてきており、24年度の事業計画の策定にも意欲的に参加ができたことは大きな成果と考えている。</p>
12	越前市国際交流協会 会長 笠原 章 越前市府中 センチュリープラザ2階	越前市	国際化が進む越前市における各種情報の「やさしい日本語」化推進事業	<ol style="list-style-type: none"> やさしい日本語を学ぶ研修を実施し、普及リーダーを養成 <ul style="list-style-type: none"> 全4回実施「やさしい日本語での情報提供」他【延べ121名 11~2月】 やさしい日本語に変換した各種例文に関する外国人理解度の予備調査を実施【210名、11~3月】 	1,318	B	<p>【成果】</p> <p>会議体と研修講座共にモデル地区から区長数名による積極的な参加があった。地域で情報発信するリーダー的役割を担う当事者に「やさしい日本語」による情報提供への理解と関心を深めてもらったことが一番の成果だったと感じる。また、外国人の理解度予備調査では、調査方法についての様々な課題(調査方法の改善点の他、在住外国人の母語力や調査対象者のプライバシーを十分に考慮する必要がある点など)を探ることができた。</p> <p>【波及効果】</p> <p>「やさしい日本語シリーズ講座」には市外からの参加もあったことから、少しずつではあるが「やさしい日本語」の存在が広域に波及していると感じる。また「外国人当事者の意見を直に聞きたい」という要望も多数寄せられたので、今後の研修講座には外国人ゲストを招き、外国人に伝わる感動を共有することを目指す。</p> <p>【今後の展望等】</p> <p>一部の先進的な自治体のウェブサイトでは、すでに「やさしい日本語」を使った情報発信をしている。また、平成24年度からは中学2年生の国語の教科書(光村図書)にも「やさしい日本語」を用いて外国人への伝え方を意識する学習が導入されていることから、全国的にやさしい日本語による情報伝達は進んでいくと予想される。越前市でもその風潮に乗り、地域への波及を目指し継続的な取り組みを続けていく。</p> <p>今回、特に調査事業を進める中で、越前市の外国人当事者にやさしい日本語の存在がほとんど知られておらず、調査への理解がなかなか得られない場合もあった。本事業と並行して在住外国人へのやさしい日本語PR活動も行い、本事業への理解協力を求めていく。</p>

整理番号	実施主体		事業名	23年度の実施事業		自己評価	得られた成果(法人記載)
	民間団体	行政		概要【実績】	事業費(千円)		
13	若狭町次世代定住促進協議会 会長 森下 裕 若狭町中央	若狭町	次世代の定住促進事業	<p>1 今、住んでいる人に住み続けてもらう事業</p> <p>① 保護者向け説明会(上中、三方中学校)【90名】</p> <p>② 若者の定住促進に関する研修会(小中高校の教職員対象)【38名】</p> <p>③ 学生へ「住みやすさ」のPR活動</p> <p>・上中中学の総合学習、成人式、学生Uターン向けHPの作成【270名】</p> <p>④ 町内事業所見学会【41名参加、4企業を見学】</p> <p>2 県外在住者に新たに定住してもらう事業</p> <p>① 東京、大阪での定住相談</p> <p>・ふるさと回帰フェア2011【2回、延べ141名】</p> <p>・若狭町フェア等【4回、58名】</p> <p>② 定住促進リーフレットの作成【2,000部】</p> <p>3 「空き家」情報バンクシステム【登録11件 → 契約成立3件、交渉中5件】</p> <p>4 定住意識調査【町内の小中高校生や町在住・出身の18～22歳の2,333名を対象】</p> <p>【本事業を契機として新たに若狭町へ定住した県外出身者：1名】</p>	1,993	B	<p>「今住んでいる人に住み続けてもらう」取り組みでは、中学生保護者への説明会を実施し、理解浸透を図れた。特に、新しい町の動きとして協議会の取り組みについてPRが図れた。</p> <p>また、企業見学ツアーには、多くの生徒が参加し、感想文において企業への理解を示し若狭町で職に就きたいと考える生徒もあり、成果が高かった。24年度以降は、協力事業所を拡大するとともに、学校との連携を強化し、「職業・事業を知る活動」を積極的に進めたい。</p> <p>「新たに定住してもらう」取り組みでは、都市部におけるセミナーに6回参加し、移住を呼びかけた。セミナーにおいては、若狭町の移住施策の熱意や取り組みについて評価をいただき、どの方も、若狭町の自然を活用した産業に携わることを希望されていた。参加者で実際に移住された方は1人、現在、7家族の方と移住に向けての具体的な交渉が進んでいる。今後、住居や仕事の見込みなど諸条件を調整し、移住へと結び付けていきたい。また、移住が具体化すると、移住者と地域との関係が課題となることから、今後、両者の調整役となるコーディネーターの配置を行いたい。</p>

平成23年度福井県NPO等活動基盤強化事業 参加申込団体審査一覧表

評価項目	社会福祉法人 福授園	ふくいの園芸福祉研究会	高齢社会をよくする市民の会	磯部地区まちづくり協議会	(特活)アントレセンター	(特活)一滴の里	(特活)小さな種・こころ	(特活)comfortさばえ	(特活)さばえNPOサポート	(特活)コミュニケーションパートナーズ 291	まちづくり福井	福井駅前商店街	バードウィング	日本語ボランティアグループ アースリンク	(特活)コロナNPOふくい	(特活)エコプランふくい	(特活)タバコ環境NPOネット	福井県立大学	(特活)さばえスポーツクラブ	Team☆どうじゅく	武生山岳会	越前「田んぼの天使」有機の会	高浜町社会福祉協議会	(特活)さわやかさばえボランティア虹
「新しい公共」の活動を適確に遂行する意欲や能力を有していること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
「新しい公共」がめざす社会の実現のために、市民等が自主的・主体的に活動を行っていること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
資金、活動面からの自立のための支援を必要としていること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
情報開示がなされていること、または支援事業の取組み期間中に情報開示がなされる予定であること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
継続的に活動を行う団体であり、一度限りのボランティア活動等を行うものではないこと。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
定款、規約またはそれに相当する文書を有し、適正な事業計画書、予算および決算書が整備されていること、または支援事業の取組期間中にこれらが整備される予定であること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
原則として会設立後1年を経過した団体であること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
宗教の教義を広め、儀式行事を行い、および信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
暴力団でないこと。暴力団の統制下にある団体でないこと。暴力団の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ)の統制下にある団体でないこと。暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
公序良俗に反する活動をしていない団体であること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
応用編を受講の団体は設立後1年を経過している団体であるか、基礎編を受講している団体であること。(「スキルアップ講座・応用編」のみの基準)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
収益事業を行っており、実務に則した具体的な相談ができるNPO等を優先的に選定する。(「専門家による個別相談会」のみの基準)	-	-	-	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
個別相談会に参加した団体であって、更に個別指導を希望する団体および個別指導により事業効果が見込める団体を原則とする。(「専門家派遣による個別指導」のみの基準)	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	-	-	-	○	○	○	-	-	○	-	-	○	-	
寄附金を活動資金として有効に活用することが見込める団体を対象とする。(「寄附募集支援事業」のみの基準)	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	○
調査票により、意見交換会実施分野の団体であり、かつNPO法に照らして問題のない団体であることを確認して、参加者を選定する。(「イベント・フォーラム開催事業」のみの基準)	○	-	-	-	○	-	○	○	○	-	-	-	-	○	○	○	○	○	-	○	-	-	-	○
団体参加は、NPO法に照らして問題のない団体を選定する。一般参加者については原則自由参加とする。(「県民フォーラム」のみの基準)	-	-	-	-	○	-	○	○	○	○	○	-	-	○	-	○	-	-	○	-	○	-	-	○
・設立後少なくとも1年以上経過した団体であること。 ・NPO法に照らして問題のない団体であること。 ・金融事故を起こしたことがない団体であること。(「金融機関との融資説明会・相談会」のみの基準)	-	-	-	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
NPO等の団体に参加や協力する意志のある個人であること。(個人として参加した場合の基準)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
NPO等の団体と協働していく意志のある組織であること。(企業等の立場で参加した場合の基準)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
審査結果	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

評価項目	にここく ラブ SUNFISH	(特 活)WACお ばま	(特活)福 井 犬・猫 を救う会	つるがま ちづくり の会	(特活)わく わくらぶ	わかさワ ンワンパ ロール	小浜市郷 土研究会	観光ボラ ンティアガ イド若狭 の語り部	福井市稲 津町自治 会	(特活)ホリ デース クール	(特活)平 成謙光舎	芦見特産 づくり研 究会	清水南地 区自治会 連合会	(特活)きら きらくらぶ	福井県精 神保健福 祉士協会	(特活)ふく い科学学 園	(特活)福 井まちな かNPO	(特活)ふく い路面電 車とまち づくりの 会	(特活)農 と地域の ふれあい ネットワ ーク	(特活) いっちょ らいNPO	(特活)エ コプラザ さばえ	社会福祉 法人 福 井県社会 福祉協議 会	(特活)中 池見ねっ と	福井工業 大学
「新しい公共」の活動を適確に遂行する意欲や能力を有していること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
「新しい公共」がめざす社会の実現のために、市民等が自主的・主体的に活動を行っていること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
資金、活動面からの自立のための支援を必要としていること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
情報開示がなされていること、または支援事業の取組み期間中に情報開示がなされる予定であること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
継続的に活動を行う団体であり、一度限りのボランティア活動等を行うものではないこと。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
定款、規約またはそれに相当する文書を有し、適正な事業計画書、予算および決算書が整備されていること、または支援事業の取組期間中にこれらが整備される予定であること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
原則として会設立後1年を経過した団体であること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
宗教の教義を広め、儀式行事を行い、および信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
暴力団でないこと。暴力団の統制下にある団体でないこと。暴力団の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ)の統制下にある団体でないこと。暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
公序良俗に反する活動をしていない団体であること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
応用編を受講の団体は設立後1年を経過している団体であるか、基礎編を受講している団体であること。(「スキルアップ講座・応用編」のみの基準)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
収益事業を行っており、実務に則した具体的な相談ができるNPO等を優先的に選定する。(「専門家による個別相談会」のみの基準)	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個別相談会に参加した団体であって、更に個別指導を希望する団体および個別指導により事業効果が見込める団体を原則とする。(「専門家派遣による個別指導」のみの基準)	-	○	○	-	○	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-
寄附金を活動資金として有効に活用することが見込める団体を対象とする。(「寄附募集支援事業」のみの基準)	-	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-
調査票により、意見交換会実施分野の団体であり、かつNPO法に照らして問題のない団体であることを確認して、参加者を選定する。(「イベント・フォーラム開催事業」のみの基準)	-	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○
団体参加は、NPO法に照らして問題のない団体を選定する。一般参加者については原則自由参加とする。(「県民フォーラム」のみの基準)	-	○	○	-	○	○	○	○	-	-	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-
・設立後少なくとも1年以上経過した団体であること。 ・NPO法に照らして問題のない団体であること。 ・金融事故を起こしたことがない団体であること。 (「金融機関との融資説明会・相談会」のみの基準)	○	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
NPO等の団体に参加や協力する意志のある個人であること。(個人として参加した場合の基準)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
NPO等の団体と協働していく意志のある組織であること。(企業等の立場で参加した場合の基準)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
審査結果	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

評価項目	(特活)ライ フスタイル 研究会	(特活)福 井県こども NPOセ ンター	親子こ ころの交 流 ネットさ ばえ	小浜児童 文学会 風夢	ロハス越 前	エコ市民 会議	ただ人の 会	エコラブ えちぜん	小浜西組 町並み協 議会	鯖江市社 年グルー プ連絡協 議会	NPOえち ぜん	武生めだ か連絡会	夢みらい We	鯖江図書 館友の会	アースサ ポーター 福井会	越知山泰 澄塾	北中山公 民館(鯖 江市)	(社)鯖江 青年会議 所	ぼぼぼの 会	(特活)そ う ほうセン ターさん さん	社会福祉 法人 坂 井市社会 福祉協議 会	のびゆく 大虫振興 会	順化公民 館	あぜみち
「新しい公共」の活動を適確に遂行する意欲や能力を有していること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
「新しい公共」がめざす社会の実現のために、市民等が自主的・主体的に活動を行っていること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
資金、活動面からの自立のための支援を必要としていること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
情報開示がなされていること、または支援事業の取組み期間中に情報開示がなされる予定であること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
継続的に活動を行う団体であり、一度限りのボランティア活動等を行うものではないこと。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
定款、規約またはそれに相当する文書を有し、適正な事業計画書、予算および決算書が整備されていること、または支援事業の取組期間中にこれらが整備される予定であること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
原則として会設立後1年を経過した団体であること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
宗教の教義を広め、儀式行事を行い、および信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
暴力団でないこと。暴力団の統制下にある団体でないこと。暴力団の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ)の統制下にある団体でないこと。暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
公序良俗に反する活動をしていない団体であること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
応用編を受講の団体は設立後1年を経過している団体であるか、基礎編を受講している団体であること。(「スキルアップ講座・応用編」のみの基準)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
収益事業を行っており、実務に則した具体的な相談ができるNPO等を優先的に選定する。(「専門家による個別相談会」のみの基準)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個別相談会に参加した団体であって、更に個別指導を希望する団体および個別指導により事業効果が見込める団体を原則とする。(「専門家派遣による個別指導」のみの基準)	-	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
寄附金を活動資金として有効に活用することが見込める団体を対象とする。(「寄附募集支援事業」のみの基準)	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-
調査票により、意見交換会実施分野の団体であり、かつNPO法に照らして問題のない団体であることを確認して、参加者を選定する。(「イベント・フォーラム開催事業」のみの基準)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
団体参加は、NPO法に照らして問題のない団体を選定する。一般参加者については原則自由参加とする。(「県民フォーラム」のみの基準)	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-
・設立後少なくとも1年以上経過した団体であること。 ・NPO法に照らして問題のない団体であること。 ・金融事故を起こしたことがない団体であること。 (「金融機関との融資説明会・相談会」のみの基準)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
NPO等の団体に参加や協力する意志のある個人であること。(個人として参加した場合の基準)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
NPO等の団体と協働していく意志のある組織であること。(企業等の立場で参加した場合の基準)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
審査結果	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

評価項目	福井県子ども療育センター	町屋福祉会 花園デーサービス	国高山を楽しむ会	社会福祉法人あすわ福祉会	(株)まちづくり小浜	佐々木はるか	ひとりじゃないよプロジェクト 福井	(特活)ドラゴンリパー交流会	大倉 基	福井県中小企業団体中央会	(特活)リハビリテーション分野の国際協力の会	(特活)月尾くらし工房	(特活)在宅福祉サービス さわやかさかい	福井県ウォーキング協会	(特活)福井県手をつなぐ育成会	(特活)たんなん夢レディオ	(特活)日本糖尿病情報学会	(特活)エコハウス沙羅	(特活)わいわいポケット	(特活)はす工房花里音	(特活)福井芸術文化フォーラム	(特活)ふくい土と食を守る会	(特活)心に響く文芸集・編集局	(特活)田舎のヒロインわくわくネットワーク
「新しい公共」の活動を適確に遂行する意欲や能力を有していること。	○	○	○	○	○	-	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
「新しい公共」がめざす社会の実現のために、市民等が自主的・主体的に活動を行っていること。	○	○	○	○	○	-	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
資金、活動面からの自立のための支援を必要としていること。	○	○	○	○	○	-	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
情報開示がなされていること、または支援事業の取組み期間中に情報開示がなされる予定であること。	○	○	○	○	○	-	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
継続的に活動を行う団体であり、一度限りのボランティア活動等を行うものではないこと。	○	○	○	○	○	-	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
定款、規約またはそれに相当する文書を有し、適正な事業計画書、予算および決算書が整備されていること、または支援事業の取組期間中にこれらが整備される予定であること。	○	○	○	○	○	-	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
原則として会設立後1年を経過した団体であること。	○	○	○	○	○	-	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
宗教の教義を広め、儀式行事を行い、および信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。	○	○	○	○	○	-	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。	○	○	○	○	○	-	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
暴力団でないこと。暴力団の統制下にある団体でないこと。暴力団の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ)の統制下にある団体でないこと。暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと。	○	○	○	○	○	-	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
公序良俗に反する活動をしていない団体であること。	○	○	○	○	○	-	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
応用編を受講の団体は設立後1年を経過している団体であるか、基礎編を受講している団体であること。(「スキルアップ講座・応用編」のみの基準)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
収益事業を行っており、実務に則した具体的な相談ができるNPO等を優先的に選定する。(「専門家による個別相談会」のみの基準)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
個別相談会に参加した団体であって、更に個別指導を希望する団体および個別指導により事業効果が見込める団体を原則とする。(「専門家派遣による個別指導」のみの基準)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
寄附金を活動資金として有効に活用することが見込める団体を対象とする。(「寄附募集支援事業」のみの基準)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
調査票により、意見交換会実施分野の団体であり、かつNPO法に照らして問題のない団体であることを確認して、参加者を選定する。(「イベント・フォーラム開催事業」のみの基準)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
団体参加は、NPO法に照らして問題のない団体を選定する。一般参加者については原則自由参加とする。(「県民フォーラム」のみの基準)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
・設立後少なくとも1年以上経過した団体であること。 ・NPO法に照らして問題のない団体であること。 ・金融事故を起こしたことがない団体であること。 (「金融機関との融資説明会・相談会」のみの基準)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
NPO等の団体に参加や協力する意志のある個人であること。(個人として参加した場合の基準)	-	-	-	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
NPO等の団体と協働していく意志のある組織であること。(企業等の立場で参加した場合の基準)	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
審査結果	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

評価項目	(特活)越前禁煙友愛会	社会福祉法人友愛会南川福祉学園	(特活)里豊夢わかさ	(特活)福祉ワーキンググループ大野	(特活)THAP	青の里地球まるごと会議	ふるさとサロンまどこ	市民役推進委員会(鯖江)	(特活)エスピーオーふれあいそして自立	小浜助産師会うぶごえ	(特活)AO ZORA福井	(特活)くまっこクラブふくい	多田 邦夫	(特活)加越たたら研究会	音楽ボランティアミュージックフレンズ	小浜市郷土研究会	(特活)地球と握手	(特活)東アジア伝承文化研究会	ZOOっとNet西山動物園友の会	ナルクふくい(特活)	(特活)ラビュタ創造研究所	(特活)福井県NPO消防・防災危機管理センター	鯖江音頭・鯖江小唄愛好会	ハンド・リリーフ(要約筆記)
「新しい公共」の活動を適確に遂行する意欲や能力を有していること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
「新しい公共」がめざす社会の実現のために、市民等が自主的・主体的に活動を行っていること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
資金、活動面からの自立のための支援を必要としていること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
情報開示がなされていること、または支援事業の取組み期間中に情報開示がなされる予定であること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
継続的に活動を行う団体であり、一度限りのボランティア活動等を行うものではないこと。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
定款、規約またはそれに相当する文書を有し、適正な事業計画書、予算および決算書が整備されていること、または支援事業の取組期間中にこれらが整備される予定であること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
原則として会設立後1年を経過した団体であること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
宗教の教義を広め、儀式行事を行い、および信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
暴力団でないこと。暴力団の統制下にある団体でないこと。暴力団の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ)の統制下にある団体でないこと。暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
公序良俗に反する活動をしていない団体であること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
応用編を受講の団体は設立後1年を経過している団体であるか、基礎編を受講している団体であること。(「スキルアップ講座・応用編」のみの基準)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
収益事業を行っており、実務に則した具体的な相談ができるNPO等を優先的に選定する。(「専門家による個別相談会」のみの基準)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個別相談会に参加した団体であって、更に個別指導を希望する団体および個別指導により事業効果が見込める団体を原則とする。(「専門家派遣による個別指導」のみの基準)	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○
寄附金を活動資金として有効に活用することが見込める団体を対象とする。(「寄附募集支援事業」のみの基準)	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
調査票により、意見交換会実施分野の団体であり、かつNPO法に照らして問題のない団体であることを確認して、参加者を選定する。(「イベント・フォーラム開催事業」のみの基準)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
団体参加は、NPO法に照らして問題のない団体を選定する。一般参加者については原則自由参加とする。(「県民フォーラム」のみの基準)	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
・設立後少なくとも1年以上経過した団体であること。 ・NPO法に照らして問題のない団体であること。 ・金融事故を起こしたことがない団体であること。 (「金融機関との融資説明会・相談会」のみの基準)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
NPO等の団体に参加や協力する意志のある個人であること。(個人として参加した場合の基準)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
NPO等の団体と協働していく意志のある組織であること。(企業等の立場で参加した場合の基準)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
審査結果	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

評価項目	(特活)福 井県発明 くふう研究 会	春江東部 地区町づ くり協議 会	福井県新 しい公共 支援事業 運営委員 会委員	(特活)今 立ファミ リリーサ ポートひ なたぼっ こ	中日新聞	NPOえち ぜんサー ビスネット ワーク	鯖江現代 美術セン ター	(特活)森 のエネル ギーフォー ラム	(特活)福 井災害ボ ランティア ネット	(株)マイ ンドアンド サウンド ライフ	わくわく鯖 江	帰山 明 朗	足羽川ふ るさと元 気の会	命のバト ン	越前そば 連合	カウンセリ ング研究 会あなの	グリーン ウェル	子育て支 援サークル メイド・メイド	さくらこ ども図書室	ジェイア ジア	汐騒	清水ス ポーツ振 興会	障害者自 立支援セ ンターしい のみ	生涯体育 学習振興 機構
「新しい公共」の活動を適確に遂行する意欲や能力を有していること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
「新しい公共」がめざす社会の実現のために、市民等が自主的・主体的に活動を行っていること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
資金、活動面からの自立のための支援を必要としていること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
情報開示がなされていること、または支援事業の取組み期間中に情報開示がなされる予定であること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
継続的に活動を行う団体であり、一度限りのボランティア活動等を行うものではないこと。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
定款、規約またはそれに相当する文書を有し、適正な事業計画書、予算および決算書が整備されていること、または支援事業の取組期間中にこれらが整備される予定であること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
原則として会設立後1年を経過した団体であること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
宗教の教義を広め、儀式行事を行い、および信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
暴力団でないこと。暴力団の統制下にある団体でないこと。暴力団の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ)の統制下にある団体でないこと。暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
公序良俗に反する活動をしていない団体であること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
応用編を受講の団体は設立後1年を経過している団体であるか、基礎編を受講している団体であること。(「スキルアップ講座・応用編」のみの基準)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
収益事業を行っており、実務に則した具体的な相談ができるNPO等を優先的に選定する。(「専門家による個別相談会」のみの基準)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個別相談会に参加した団体であって、更に個別指導を希望する団体および個別指導により事業効果が見込める団体を原則とする。(「専門家派遣による個別指導」のみの基準)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
寄附金を活動資金として有効に活用することが見込める団体を対象とする。(「寄附募集支援事業」のみの基準)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
調査票により、意見交換会実施分野の団体であり、かつNPO法に照らして問題のない団体であることを確認して、参加者を選定する。(「イベント・フォーラム開催事業」のみの基準)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
団体参加は、NPO法に照らして問題のない団体を選定する。一般参加者については原則自由参加とする。(「県民フォーラム」のみの基準)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
・設立後少なくとも1年以上経過した団体であること。 ・NPO法に照らして問題のない団体であること。 ・金融事故を起こしたことがない団体であること。 (「金融機関との融資説明会・相談会」のみの基準)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
NPO等の団体に参加や協力する意志のある個人であること。(個人として参加した場合の基準)	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
NPO等の団体と協働していく意志のある組織であること。(企業等の立場で参加した場合の基準)	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
審査結果	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

評価項目	すいせんの家	スマイルネットワークさかい	青春チャレンジクラブ	地域公共政策支援センター	つどいの家	電腦世代	ナレッジふくい	日本災害救援飛行協会	はあとスマイル春江	ババジャングル	バリアフリーシステム推進協会	はるもにあ	ピアファーム	東日本大震災福幸支援チーム だんね～座	ブハーラ福井	フードヘルス石塚左玄塾	ふくい環境支援センター	福井県砂防ボランティア協会	福井県就労支援事業機構	福井県スペイン語研究会	福井県セルフ振興センター	福井県日本中国友好協会	福井女性フォーラム	ふくい創業・就職支援センター
「新しい公共」の活動を適確に遂行する意欲や能力を有していること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
「新しい公共」がめざす社会の実現のために、市民等が自主的・主体的に活動を行っていること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
資金、活動面からの自立のための支援を必要としていること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
情報開示がなされていること、または支援事業の取組み期間中に情報開示がなされる予定であること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
継続的に活動を行う団体であり、一度限りのボランティア活動等を行うものではないこと。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
定款、規約またはそれに相当する文書を有し、適正な事業計画書、予算および決算書が整備されていること、または支援事業の取組期間中にこれらが整備される予定であること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
原則として会設立後1年を経過した団体であること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
宗教の教義を広め、儀式行事を行い、および信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
暴力団でないこと。暴力団の統制下にある団体でないこと。暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ）の統制下にある団体でないこと。暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
公序良俗に反する活動をしていない団体であること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
応用編を受講の団体は設立後1年を経過している団体であるか、基礎編を受講している団体であること。（「スキルアップ講座・応用編」のみの基準）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
収益事業を行っており、実務に則した具体的な相談ができるNPO等を優先的に選定する。（「専門家による個別相談会」のみの基準）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個別相談会に参加した団体であって、更に個別指導を希望する団体および個別指導により事業効果が見込める団体を原則とする。（「専門家派遣による個別指導」のみの基準）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
寄附金を活動資金として有効に活用することが見込める団体を対象とする。（「寄附募集支援事業」のみの基準）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
調査票により、意見交換会実施分野の団体であり、かつNPO法に照らして問題のない団体であることを確認して、参加者を選定する。（「イベント・フォーラム開催事業」のみの基準）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
団体参加は、NPO法に照らして問題のない団体を選定する。一般参加者については原則自由参加とする。（「県民フォーラム」のみの基準）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
・設立後少なくとも1年以上経過した団体であること。 ・NPO法に照らして問題のない団体であること。 ・金融事故を起こしたことがない団体であること。 （「金融機関との融資説明会・相談会」のみの基準）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
NPO等の団体に参加や協力する意志のある個人であること。（個人として参加した場合の基準）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
NPO等の団体と協働していく意志のある組織であること。（企業等の立場で参加した場合の基準）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
審査結果	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

評価項目	福井地域 地盤防災 研究会	ふくい農 村クリエ イトセン ター	ふくい未 来ビレッ ト・ネット ワーク	福祉ネット こうえん 会	ふくふく ネット	ボランティ アガイドき たまえ三 国	三国湊魅 力づくりP J	夢栽培・ 花と心の 豊かさ	奥越EM 環境浄化 の会	恐竜のま ち勝山応 援隊	九頭竜自 然楽校	子育て交 流広場 ちっく・ たっく	和が家	今庄旅籠 塾	越前市国 際交流協 会	エンジェ ルキッズ	かわだ夢 グリーン	環境Uフ レンズ	ケアサ ポート春 駒	ケアホー ムいっぶ く	子どもセ ンターピ ノキオ	鯖江 越 中おわら を楽しむ 会	鯖江市国 際交流協 会	自立支援 ネット
「新しい公共」の活動を適確に遂行する意欲や能力を有していること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
「新しい公共」がめざす社会の実現のために、市民等が自主的・主体的に活動を行っていること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
資金、活動面からの自立のための支援を必要としていること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
情報開示がなされていること、または支援事業の取組み期間中に情報開示がなされる予定であること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
継続的に活動を行う団体であり、一度限りのボランティア活動等を行うものではないこと。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
定款、規約またはそれに相当する文書を有し、適正な事業計画書、予算および決算書が整備されていること、または支援事業の取組期間中にこれらが整備される予定であること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
原則として会設立後1年を経過した団体であること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
宗教の教義を広め、儀式行事を行い、および信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
暴力団でないこと。暴力団の統制下にある団体でないこと。暴力団の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ)の統制下にある団体でないこと。暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
公序良俗に反する活動をしていない団体であること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
応用編を受講の団体は設立後1年を経過している団体であるか、基礎編を受講している団体であること。(「スキルアップ講座・応用編」のみの基準)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
収益事業を行っており、実務に則した具体的な相談ができるNPO等を優先的に選定する。(「専門家による個別相談会」のみの基準)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個別相談会に参加した団体であって、更に個別指導を希望する団体および個別指導により事業効果が見込める団体を原則とする。(「専門家派遣による個別指導」のみの基準)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
寄附金を活動資金として有効に活用することが見込める団体を対象とする。(「寄附募集支援事業」のみの基準)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
調査票により、意見交換会実施分野の団体であり、かつNPO法に照らして問題のない団体であることを確認して、参加者を選定する。(「イベント・フォーラム開催事業」のみの基準)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
団体参加は、NPO法に照らして問題のない団体を選定する。一般参加者については原則自由参加とする。(「県民フォーラム」のみの基準)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
・設立後少なくとも1年以上経過した団体であること。 ・NPO法に照らして問題のない団体であること。 ・金融事故を起こしたことがない団体であること。 (「金融機関との融資説明会・相談会」のみの基準)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
NPO等の団体に参加や協力する意志のある個人であること。(個人として参加した場合の基準)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
NPO等の団体と協働していく意志のある組織であること。(企業等の立場で参加した場合の基準)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
審査結果	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

評価項目	たけふ市民の森ワークショップ	たすけあいサロンあわせ柿	男女平等推進協会えちぜん	とらいあんぐる	日本民族衣装源流会	福井*カメラ女子の会	ふくい自立支援の会	ふくい森林資源を考える会	まちづくり支援館	緑地雑草科学研究所	アマモサポーターズ	ウェットランド中池見	エリア0	かけはしサポーター	徳永八重子邦楽奨励基金	グループマーメイド	子育てサポートセンターきらくらぶ	Jelly Beans	森林楽校・森んこ	つくし	つるがみこしの会	ティームス	手をつなぐ育成会たんぼぼ	発達支援センター敦賀すくすく療育会
「新しい公共」の活動を適確に遂行する意欲や能力を有していること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
「新しい公共」がめざす社会の実現のために、市民等が自主的・主体的に活動を行っていること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
資金、活動面からの自立のための支援を必要としていること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
情報開示がなされていること、または支援事業の取組み期間中に情報開示がなされる予定であること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
継続的に活動を行う団体であり、一度限りのボランティア活動等を行うものではないこと。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
定款、規約またはそれに相当する文書を有し、適正な事業計画書、予算および決算書が整備されていること、または支援事業の取組期間中にこれらが整備される予定であること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
原則として会設立後1年を経過した団体であること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
宗教の教義を広め、儀式行事を行い、および信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
暴力団でないこと。暴力団の統制下にある団体でないこと。暴力団の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ)の統制下にある団体でないこと。暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
公序良俗に反する活動をしていない団体であること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
応用編を受講の団体は設立後1年を経過している団体であるか、基礎編を受講している団体であること。(「スキルアップ講座・応用編」のみの基準)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
収益事業を行っており、実務に則した具体的な相談ができるNPO等を優先的に選定する。(「専門家による個別相談会」のみの基準)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個別相談会に参加した団体であって、更に個別指導を希望する団体および個別指導により事業効果が見込める団体を原則とする。(「専門家派遣による個別指導」のみの基準)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
寄附金を活動資金として有効に活用することが見込める団体を対象とする。(「寄附募集支援事業」のみの基準)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
調査票により、意見交換会実施分野の団体であり、かつNPO法に照らして問題のない団体であることを確認して、参加者を選定する。(「イベント・フォーラム開催事業」のみの基準)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
団体参加は、NPO法に照らして問題のない団体を選定する。一般参加者については原則自由参加とする。(「県民フォーラム」のみの基準)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
・設立後少なくとも1年以上経過した団体であること。 ・NPO法に照らして問題のない団体であること。 ・金融事故を起こしたことがない団体であること。 (「金融機関との融資説明会・相談会」のみの基準)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
NPO等の団体に参加や協力する意志のある個人であること。(個人として参加した場合の基準)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
NPO等の団体と協働していく意志のある組織であること。(企業等の立場で参加した場合の基準)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
審査結果	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

評価項目	ふくいの福祉家	ふれあい根っ子ワーク	マリンカの会	若狭美&Bネット	わんぱくクラブ	Fフォーラム	上根来プロジェクト	小浜市の歴史と文化を守る市民の会	エクセレント
「新しい公共」の活動を適確に遂行する意欲や能力を有していること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
「新しい公共」がめざす社会の実現のために、市民等が自主的・主体的に活動を行っていること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
資金、活動面からの自立のための支援を必要としていること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
情報開示がなされていること、または支援事業の取組み期間中に情報開示がなされる予定であること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
継続的に活動を行う団体であり、一度限りのボランティア活動等を行うものではないこと。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
定款、規約またはそれに相当する文書を有し、適正な事業計画書、予算および決算書が整備されていること、または支援事業の取組期間中にこれらが整備される予定であること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
原則として会設立後1年を経過した団体であること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
宗教の教義を広め、儀式行事を行い、および信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
暴力団でないこと。暴力団の統制下にある団体でないこと。暴力団の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ)の統制下にある団体でないこと。暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
公序良俗に反する活動をしていない団体であること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
応用編を受講の団体は設立後1年を経過している団体であるか、基礎編を受講している団体であること。(「スキルアップ講座・応用編」のみの基準)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
収益事業を行っており、実務に則した具体的な相談ができるNPO等を優先的に選定する。(「専門家による個別相談会」のみの基準)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個別相談会に参加した団体であって、更に個別指導を希望する団体および個別指導により事業効果が見込める団体を原則とする。(「専門家派遣による個別指導」のみの基準)	-	-	-	-	-	○	○	○	○
寄附金を活動資金として有効に活用することが見込める団体を対象とする。(「寄附募集支援事業」のみの基準)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
調査票により、意見交換会実施分野の団体であり、かつNPO法に照らして問題のない団体であることを確認して、参加者を選定する。(「イベント・フォーラム開催事業」のみの基準)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
団体参加は、NPO法に照らして問題のない団体を選定する。一般参加者については原則自由参加とする。(「県民フォーラム」のみの基準)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
・設立後少なくとも1年以上経過した団体であること。 ・NPO法に照らして問題のない団体であること。 ・金融事故を起こしたことがない団体であること。 (「金融機関との融資説明会・相談会」のみの基準)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
NPO等の団体に参加や協力する意志のある個人であること。(個人として参加した場合の基準)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
NPO等の団体と協働していく意志のある組織であること。(企業等の立場で参加した場合の基準)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
審査結果	○	○	○	○	○	○	○	○	○

福井県 新しい公共支援事業 事業計画

第1回変更 平成24年3月21日

第2回変更 平成24年5月 日

担当部局	福井県総務部男女参画・県民活動課
------	------------------

1. 取り組み方針を推進するための施策

支援事業メニュー	基本方針 3. (3)の 成果目標 との対応	都道府県の施策 ※
① NPO等の活動基盤整備の ための支援事業	1、2	(1) 専門家派遣による個別指導、専門家による個別相談会（巡回相談）
② 寄附募集支援事業		(2) スキルアップ講座開催事業
③ 融資利用の円滑化のための支援事業		(3) NPO等の活動等の広報事業 (4) イベント・フォーラム開催事業 (5) 中間支援組織機能強化事業
④ つなぎ融資への利子補給事業		(6) NPO資金調達支援事業、ボランティア・コーディネーター育成事業
⑤ 新しい公共の場づくりのためのモデル事業	3	(7) つなぎ融資への利子補給事業
⑥ 社会イノベーション推進のためのモデル事業	—	(8) 新しい公共の場づくりモデル事業
⑦ 共通事務に関する事業	—	(9) 運営委員会運営事業 (10) その他共通事務

※①、②及び③については、一体的に運用することも可能です。

※施策名については、事業内容が概ね推測できるものにしてください。

2. 都道府県の施策の内容

<p>施策名</p>	<p>(1) 専門家派遣による個別指導、専門家による個別相談会（巡回相談）</p>
<p>概要</p>	<p>NPO等からの申請に基づき、各分野の専門家（税理士、中小企業診断士、社会保険労務士、プログラマー等）をNPO等の事務所等へ派遣し、および県内4地域で巡回相談を実施し、財務諸表作成のための知識・技術の習得や、団体ホームページのコンテンツ作成などの個別指導、および個別相談に当たることにより、外部に対する情報発信力・広報力を高めるなど、NPO活動の基盤強化を図る。</p> <p>※概ね150字程度で、施策の主旨、内容を簡潔かつ明瞭に記述ください。</p>
<p>施策の内容</p>	<p>1 背景と目的</p> <p>NPO等が寄附を募ったり、融資を受けようとする際には、自らの財務状況等を適切に開示することが必要であるが、財務諸表の作成についての知識・技術が不足しており、この結果、金融機関、寄附者の理解が得られず、寄附が集めにくかったり、融資を受けられない場合が多い。</p> <p>また、本県にはIT分野を不得意とするNPO等が多く（ホームページ開設率50.7%）、外部に対する情報発信力・広報力が弱い。</p> <p>そこで、これらの課題に応じた専門家を派遣し、NPO等に個別指導を行うことにより、および県内4地域で巡回相談を実施することにより活動基盤の強化を図る。</p> <p>2 実施期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度：平成23年11月～平成24年3月31日 ・平成24年度：平成24年6月頃～平成25年3月31日 <p>3 取組み内容と具体的方法</p> <p>中間支援組織に委託して実施する。</p> <p>（事業イメージ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門家派遣による個別指導 財務諸表、融資申請のための事業計画、情報発信のためのコンテンツ等の作成支援、各分野の専門家への依頼、派遣、謝金等の支払い 等 ・専門家による個別相談会（巡回相談） 県内4地域で、各分野の専門家によるNPO等への個別相談会（巡回相談）を実施 <p>4 想定される支援対象NPO等の数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門家派遣による個別指導 1専門家当たり10団体まで ・専門家による個別相談会（巡回相談） 1回当たり20団体程度 <p>5 期待する成果および波及効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資や寄附の増加によるNPO活動の活性化 ・NPO等の外部に対する情報発信力・広報力の強化 <p>※背景、目的、実施期間、取組み内容と具体的方法（委託等を行う場合は、想定される相手も含めて記述）、期待する成果及</p>

	び波及効果等を適宜記述ください。
成果目標 (内数)	県内NPO法人のホームページ開設率 60% 中間支援組織の職員を専門的人材として育成 延べ10人
必要経費 の概算 (予定)	平成23年度 委託料 7,367千円 平成24年度 委託料 7,056千円

2. 都道府県の施策の内容

<p>施策名</p>	<p>(2)スキルアップ講座開催事業</p>
<p>概要</p>	<p>NPO等が新しい公共の担い手として認知され、県民の参加や寄附を獲得しながら活動を強化していくためには、個々の団体のスキルアップを図り、活動基盤を強化していくことが必要である。</p> <p>そこで、NPO等を対象とした、様々なスキルアップ講座を開催する。</p> <p>※概ね 150 字程度で、施策の主旨、内容を簡潔かつ明瞭に記述ください。</p>
<p>施策の内容</p>	<p>1 背景と目的</p> <p>NPO等がその活動を社会から認知され、協働相手とのネットワークづくり等を強化するためには、適切に情報発信を行うことが必要であるが、そのためのコンテンツ等の整備については必ずしも十分なものとなっていない。</p> <p>また、NPO等が寄附を募ったり、融資を受けようとする際には、自らの財務状況等を適切に開示することが必要であるが、財務諸表の作成についての知識・技術が不足しており、この結果、金融機関、寄附者との理解が得られず、寄附が集めにくかったり、融資を受けられない場合が多い。</p> <p>このため、これらの課題に応じた各種講座を開催することにより、NPO等の各種活動基盤を整備し、透明性や健全性の確保を推進する。</p> <p>2 実施期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年度：平成 23 年 11 月 ～平成 24 年 3 月 31 日 ・平成 24 年度：平成 24 年 6 月頃 ～平成 25 年 3 月 31 日 <p>3 取組み内容と具体的方法</p> <p>中間支援組織に委託して実施する。</p> <p>(想定講座)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 融資申請、経営指導 ② 広報・情報発信 ③ ホームページ作成 ④ NPO法人会計基準 ⑤ 労務管理、コンプライアンス ⑥ 資金（補助金・助成金）獲得 ⑦ ブログ・フェイスブック作成 ⑧ コミュニティビジネス <p>4 想定される支援対象NPO等の数</p> <p>1 講座当たり 20 団体程度</p> <p>5 期待する成果および波及効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NPO等の活動基盤が強化され、活動の活性化等が見込まれる。 <p>※背景、目的、実施期間、取組み内容と具体的方法（委託等を行う場合は、想定される相手も含めて記述）、期待する成果及び波及効果等を適宜記述ください。</p>
<p>成果目標 (内数)</p>	<p>県内NPO法人のホームページ開設率 60%</p> <p>中間支援組織の職員を専門的人材として育成 延べ10人</p>

必要経費 の概算 (予定)	平成 23 年度 委託料 1,925 千円
	平成 24 年度 委託料 3,630 千円

2. 都道府県の施策の内容

<p>施策名</p>	<p>(3) NPO等の活動等の広報事業</p>
<p>概要</p>	<p>NPOが行政、企業、団体等と連携・協働していくには、その活動内容の積極的な情報提供が必要である。また、県民参加や寄附を獲得しながら活動を強化していく上においても、情報公開を徹底し、透明性を高め、県民の信頼を得ることが必要である。そこで、NPO等の活動を紹介するハンドブックを作成して配布するなど、積極的な広報を通じて、県内NPO等の活動状況を情報発信していく。</p> <p>あわせて、企業からの人材やノウハウをNPO等に橋渡しするプロボノ（社会人が自分の職能や経験を提供する社会貢献活動）や災害発生時に活動する災害ボランティアを登録し、ニーズとマッチングさせるシステムを構築する。</p> <p>※概ね 150 字程度で、施策の主旨、内容を簡潔かつ明瞭に記述ください。</p>
<p>施策の内容</p>	<p>1 背景と目的</p> <p>NPO等がその活動を社会から認知され、協働相手とのネットワークづくり等を強化するためには、適切に情報発信を行うことが必要である。また、一般県民に対し「新しい公共」に関する概念や支援事業で実施する各種事業等に対する理解を深め、NPO等への参加や寄附がなぜ必要かを理解してもらうことも重要である。</p> <p>そこで、希望するNPO等を募り、活動状況の情報発信を行うほか、「新しい公共」の考え方や支援事業で実施する各種事業をホームページやメルマガ、ふくい県民活動センターの情報誌などにより情報発信し、また、プロボノや災害ボランティアを登録するシステムを構築し、専門的なボランティア活動を支援・促進する。</p> <p>2 実施期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年度：平成 23 年 11 月 ～平成 24 年 3 月 31 日 ・平成 24 年度：平成 24 年 6 月頃 ～平成 25 年 3 月 31 日 <p>3 取組み内容と具体的方法</p> <p>中間支援組織に委託して実施する。</p> <p>（事業イメージ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NPO等の活動を紹介するハンドブックの作成（23 年度） ・プロボノ・災害ボランティア登録・活動促進システム「社会貢献活動支援ネット」の構築（23 年度） ・「社会貢献活動支援ネット」の管理運営（24 年度） <ul style="list-style-type: none"> 企業からの人材やノウハウをNPO等に橋渡しするプロボノ（社会人が自分の職能や経験を提供する社会貢献活動）や災害発生時に活動する災害ボランティアを登録し、NPOや被災地のニーズとマッチングさせるシステム ・企業人、NPOを対象としたプロボノ活動への理解・参加を促すセミナーを実施し、社会貢献活動支援ネットへの登録を促進（24 年度） ・プロボノとNPOのニーズとのマッチング（24 年度） <p>4 想定される支援対象NPO等の数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 200 団体程度（ハンドブック掲載団体）

	<p>5 期待する成果および波及効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県民参加、寄附の増加によるNPO活動の活性化 ・ NPO等の外部に対する情報発信力・広報力の強化 ・ NPO等と行政、企業との協働の増加 <p>※背景、目的、実施期間、取り組み内容と具体的方法（委託等を行う場合は、想定される相手も含めて記述）、期待する成果及び波及効果等を適宜記述ください。</p>
<p>成果目標 (内数)</p>	<p>県内NPO法人のホームページ開設率 60%</p> <p>中間支援組織の職員を専門的人材として育成 延べ10人</p>
<p>必要経費 の概算 (予定)</p>	<p>平成23年度 委託料 11,147千円（システム開発 6,779千円、広報事業 4,368千円）</p> <p>平成24年度 委託料 3,617千円</p>

2. 都道府県の施策の内容

<p>施策名</p>	<p>(4) イベント・フォーラム開催事業</p>
<p>概要</p>	<p>同一分野で活動するNPO、行政職員による交流フォーラムを開催することにより、新しい公共の担い手同士の情報交換とネットワークの構築を図り、地域の課題を解決していくための多様な主体による協働を促進する。</p> <p>NPO等が金融機関から融資を受けやすくする環境を整備するため、金融機関とNPO等との融資説明会・相談会を実施する。</p> <p>市民公益税制によるNPO法人への寄附優遇税制へ対応するため、寄附募集説明会を通して、NPO等が県民・企業から寄附を受けやすい環境を整備する。</p> <p>平成24年4月1日に「特定非営利活動促進法」が一部改正され、税制優遇を付与する認定制度の所管が国税庁から県へ移管されることに伴い、認定NPO法人制度について、認定取得を目指す意欲を持ったNPO法人を対象に専門家による制度全般の説明や個別相談会の開催など認定申請のために必要な支援を実施する。</p> <p>※概ね150字程度で、施策の主旨、内容を簡潔かつ明瞭に記述ください。</p>
<p>施策の内容</p>	<p>1 背景と目的</p> <p>県内のNPO同士の情報交換やネットワーク作りを促進する交流フォーラムを開催し、事例発表や意見交換を行うことにより活動内容の相互理解を促進する。</p> <p>NPO等が金融機関から融資を受けやすくする環境を整備するため、NPOを対象とした金融商品を持つ北陸労働金庫、日本政策金融公庫等と連携し、融資説明会や個別融資相談会を実施する。</p> <p>寄附募集説明会を開催し、NPO等が県民・企業から寄附を受けやすい環境を整備する。</p> <p>認定NPO法人制度説明会・個別相談会を実施し、NPO等が認定を申請するために必要な支援を行う。</p> <p>2 実施期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度：平成23年11月～平成24年3月31日 ・平成24年度：平成24年6月頃～平成25年3月31日 <p>3 取組み内容と具体的方法</p> <p>中間支援組織に委託して実施する。</p> <p>(事業実施イメージ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内NPOや行政職員同士の情報交換やネットワーク作りのための交流フォーラム ・金融機関との融資説明会・相談会 ・寄附募集説明会(23年度) ・認定NPO法人制度説明会・個別相談会 <p>4 想定される支援対象NPO等の数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交流フォーラム：1分野当たり20団体程度(6分野程度) ・金融機関との融資説明会・相談会：1回当たり20団体程度(県内4地域で実施) ・寄附募集説明会：1回当たり50団体程度(県内2か所で実施)(23年度) ・認定NPO法人制度説明会・個別相談会：1回当たり50団体程度(県内4地域で実施)

	<p>5 期待する成果および波及効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同一分野で活動するNPO同士、行政職員間のネットワークの構築が期待される。 ・ 県民・企業からの寄附の増加によるNPO活動の活性化 ・ 認定NPO法人の取得に伴う寄附の増加、社会的信用の増大に伴うNPO活動の活性化 <p>※背景、目的、実施期間、取り組み内容と具体的方法（委託等を行う場合は、想定される相手も含めて記述）、期待する成果及び波及効果等を適宜記述ください。</p>
<p>成果目標 (内数)</p>	<p>県内NPO法人のホームページ開設率 60%</p> <p>中間支援組織の職員を専門的人材として育成 延べ10人</p>
<p>必要経費 の概算 (予定)</p>	<p>平成23年度 委託料 1,774千円</p> <p>平成24年度 委託料 2,979千円</p>

2. 都道府県の施策の内容

施策名	(5) 中間支援組織機能強化事業（23年度）
概要	県内のNPO活動全体の底上げを図るには、中間支援組織のスキルと専門性を高めて専門的人材として養成し、将来にわたり継続して県内NPO活動を支援していくことが必要である。そこで、中間支援組織の職員等を対象にした専門的な知識と技術を養成するための研修を実施する。 ※概ね150字程度で、施策の主旨、内容を簡潔かつ明瞭に記述ください。
施策の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 背景と目的 <p>ボランティア・コーディネーター等の専門的人材を育成することにより、NPO等の支援が将来にわたって継続・発展していく仕組みづくりが必要とされている。</p> <p>中間支援組織の職員等の知識や技術の専門性を高めることにより、県内のNPO活動全体の底上げを図る。</p> 2 実施期間 <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度：平成23年11月～平成24年3月31日 3 取組み内容と具体の方法 <p>中間支援組織に委託して実施する。</p> <p>（養成する専門的人材）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協働コーディネーター <ul style="list-style-type: none"> ※ 多様な主体との協働を推進していくために、NPO等の活動実態を把握するとともに、主体間の様々な調整を行い、課題解決につなげる者 ・ボランティア・コーディネーター（災害時にも対応できる者を養成） <ul style="list-style-type: none"> ※ 市民が社会貢献活動を希望する際のNPO等との橋渡し役 ・ファンドレイザー <ul style="list-style-type: none"> ※ 寄附を集める専門職 ・ファシリテーター 4 想定される支援対象人数 <p>中間支援組織の職員10人（例：中間支援組織5団体 × 2人）</p> 5 期待する成果および波及効果 <p>専門的人材を育成することによって、NPO等の支援が将来にわたって継続されていく。</p> <p>※背景、目的、実施期間、取組み内容と具体の方法（委託等を行う場合は、想定される相手も含めて記述）、期待する成果及び波及効果等を適宜記述ください。</p>
成果目標 （内数）	県内NPO法人のホームページ開設率 60% 中間支援組織の職員を専門的人材として育成 延べ10人
必要経費 の概算 （予定）	平成23年度 委託料 5,547千円

2. 都道府県の施策の内容

<p>施策名</p>	<p>(6) NPO資金調達支援事業、ボランティア・コーディネーター育成事業</p>
<p>概要</p>	<p>NPO等が自ら県民・企業に対して戦略的に寄附などの資源提供を働き掛けられるよう、資金調達（ファンドレイジング）の基礎知識や戦略策定の手法を学ぶセミナーを集中的に開催する。</p> <p>平常時においてボランティアとその活動の場との調整ができるとともに、災害時においても被災地とボランティアとをつなぐことができる専門のスキルを持つコーディネーターを育成するセミナーを集中的に開催する。</p> <p>※概ね 150 字程度で、施策の主旨、内容を簡潔かつ明瞭に記述ください。</p>
<p>施策の内容</p>	<p>1 背景と目的</p> <p>平成 23 年度は「中間支援組織機能強化事業」で、中間支援組織の職員等を対象にした専門的な知識と技術を養成するための研修を実施し、中間支援組織のスキルと専門性を高めて専門的人材として養成することで将来にわたり継続して県内NPO活動を支援していく体制を整えた。</p> <p>【育成した専門的人材】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファシリテーター ・協働コーディネーター ・ボランティア・コーディネーター ・ファンドレイザー <p>平成 24 年度は、中間支援組織以外の一般のNPO等の職員等を対象に、特定非営利活動を実施していくうえで特に必要となるスキルと専門性を身に付ける以下のセミナーを集中的に開催する。</p> <p>【開催する集中セミナー（全 7 回）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファンドレイザー育成セミナー ・ボランティア・コーディネーター育成セミナー <p>2 実施期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年度：平成 24 年 6 月頃 ～平成 25 年 3 月 31 日 <p>3 取組み内容と具体の方法</p> <p>中間支援組織に委託して実施する。</p> <p>【養成する専門的人材】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファンドレイザー <ul style="list-style-type: none"> ※ 寄附を集める専門職 ・ボランティア・コーディネーター（災害時にも対応できる者を養成） <ul style="list-style-type: none"> ※ 市民が社会貢献活動を希望する際のNPO等との橋渡し役 <p>4 想定される支援対象人数</p> <p>一般のNPO等の職員 30 人</p>

	<p>5 期待する成果および波及効果</p> <p>一般のNPO等が特定非営利活動を継続して実施していくうえで必要なとるスキルと専門性を身に付けることで、特定非営利活動の継続・拡充が期待できる。</p> <p>※背景、目的、実施期間、取り組み内容と具体的方法（委託等を行う場合は、想定される相手も含めて記述）、期待する成果及び波及効果等を適宜記述ください。</p>
<p>成果目標 (内数)</p>	<p>一般のNPO等の職員を専門的人材として育成 延べ30人</p>
<p>必要経費 の概算 (予定)</p>	<p>平成24年度 委託料 6,862千円</p>

2. 都道府県の施策の内容

<p>施策名</p>	<p>(7) つなぎ融資への利子補給事業</p>
<p>概要</p>	<p>イベントの運営業務、施設の管理・運営・整備、各種の調査・相談・支援等について行政から業務受託する場合、当該業務に係る経費については行政から事業終了後に精算払いされることが多く、この場合には、NPO等は地域の金融機関等からの借入れ（つなぎ融資）により、当該業務の経費に充てることとなる。このような、借入れに係る利息についてNPO等が負担することは、NPO等と行政との協働業務を妨げるとともに、発生した利子負担によりNPO等の財務状況を圧迫させるおそれもある。</p> <p>このため、概算払い（前金払いを含む。）による委託費の支払いの普及を促進するとともに、委託契約費用の支払い方式について精算払いから概算払いへ移行することを前提として当面の間、行政からNPO等に対する委託業務について、つなぎ融資への利子補給を行う。</p> <p>※概ね 150 字程度で、施策の主旨、内容を簡潔かつ明瞭に記述ください。</p>
<p>施策の内容</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業内容 <p>行政からの委託業務に関して、NPO等が金融機関のつなぎ融資を利用する場合、当該融資にかかる利子相当額について、本事業により利子補給を行う。</p> 2 委託者の範囲 <p>本事業の対象となる委託業務の委託者は、国、県、市町とする。</p> 3 事業実施主体 <p>県が実施する。</p> 4 支援対象者の考え方 <p>本事業の対象となるNPO等は、2に掲げる委託者から業務の受託を受けたNPO等とする。</p> 5 利子補給の対象となる融資の範囲 <p>利子補給の対象となる融資は、NPO等が行政からの業務を受託しており、委託費の支払いが精算払いとなる場合に、その業務に必要な経費を金融機関からの借入金によってまかなっている場合とする。</p> 6 利子補給額 <p>①金融機関からの借入額に係る利子相当額と②金融機関からの借入額に利率（2%）を乗じて得た額のいずれか少ない額とする。</p> 7 対象となる金融機関 <p>5に掲げる金融機関は、県内に本店または支店を有する金融機関とする。</p> <p>（例）日本政策金融公庫、都市銀行、地方銀行、信用金庫、労働金庫、農業協同組合、商工中金など</p>

8 利子補給期間

本事業による利子補給は、支援事業終期（平成 25 年 3 月 31 日）までに発生する利子を対象とする。

9 事業実施のフローについて

「福井県新しい公共支援事業つなぎ融資利子補給金交付要綱」に則して実施する。

【フロー】

- ① 行 政
- ↓
- ② 精算払により N P O 等へ業務委託
- ↓
- ③ N P O 等が当該業務委託に必要な資金を金融機関から借入れ
- ↓
- ④ N P O 等が運営委員会へ支援申請
- ↓
- ⑤ 運営委員会による承認
- ↓
- ⑥ 金融機関が発行する利子支払証明書を交付申請書に添付して、県へ交付申請
- ↓
- ⑦ 県が審査後、交付金支払

10 概算払いへの移行促進に向けた取組み

- ・ 県の対応：あらゆる機会を捉え、庁内各部局に対して概算払いを徹底
 - ・ H22. 12. 24 新しい公共支援事業 庁内説明会で口頭依頼
 - ・ H23. 3. 25 「N P O 等に支払う委託料の概算払（前金払）について（依頼）」
庁内各課(室)長あて人事企画課長通知
- ・ 市町への対応：市町に対して、概算払いへの移行を要請
 - ・ H22. 12. 24 新しい公共支援事業 市町説明会で口頭要請
 - ・ H23. 3. 28 「N P O 等に支払う委託料の概算払（前金払）について（依頼）」
各市町 N P O 担当課長あて男女参画・県民活動課長通知

※背景、目的、実施期間、取り組み内容と具体的方法（委託等を行う場合は、想定される相手も含めて記述）、期待する成果及び波及効果等を適宜記述ください。

成果目標
(内数)

必要経費
の概算
(予定)

平成 23 年度
負担金補助および交付金：2,351 千円（執行額：30 千円（実績なし））

積 算	説 明
222,000 千円 × 1/2 × 2% = 2,220 千円 131 千円	22 年度における県・市町の N P O への委託費合計 × 1/2（半分が つなぎ融資を利用すると想定）× 2%（利率上限） 事務費
計 2,351 千円	

平成 24 年度

負担金補助および交付金 : 1,110 千円

積 算	説 明
222,000 千円 × 1/4 × 2% = 1,110 千円	22 年度における県・市町の N P O への委託費合計 × 1/4 (1/4 がつなぎ融資を利用すると想定) × 2% (利率上限)

2. 都道府県の施策の内容

<p>施策名</p>	<p>(8) 新しい公共の場づくりモデル事業</p>
<p>概要</p>	<p>地域における諸課題の解決に向けて、行政だけでは対応が不十分なケースが増えており、NPO等による「新しい公共」の活動により、良好で効率的なサービスを提供していくことが必要である。本事業により、提案公募型委託事業の実施方法の確立、行政職員・NPO双方の意識改革・体制強化、県・市町とNPO等の協働のきっかけ作りを進めていく。</p> <p>あわせて、本事業の実施に当たっては、多様な担い手（マルチステークホルダー）からなる「新しい公共」の体制を構築し、問題解決を図っていくプロセスをモデル的に実施し、多様な参加者による会議体（推進組織）などの協働の場を設置するとともに、事業終了後においても「新しい公共」による取組みの継続・発展の環境づくりを進めていく。</p> <p>※概ね 150 字程度で、施策の主旨、内容を簡潔かつ明瞭に記述ください。</p>
<p>施策の内容</p>	<p>1 事業内容</p> <p>公的事业をNPO等を開くための先進的な取組みについて、NPO等と県・市町との協働によるモデル事業を実施する。</p> <p>2 事業スキーム</p> <p>地域の課題解決につながる事業の企画提案をNPO等から募集し、行政とNPO等が協働で事業を実施する。</p> <p>なお、事業実施に当たっては、以下のプロセスを必ず経ることとする。</p> <p>(1) 民間有識者で構成する新しい公共支援事業運営委員会で実施事業を選定</p> <p>(2) 多様な担い手（マルチステークホルダー）による会議体等を立ち上げ、当該会議の意見を事業に反映</p> <p>3 NPO等から募集する企画提案事業の要件</p> <p>企画提案で募集する事業は、以下の(1)から(3)までの要件を満たす必要がある。</p> <p>(1) NPO等との協働による委託事業として実施できるものであって、地域の課題解決につながる取組み</p> <p>(2) 次のいずれの要件にも該当すること</p> <p>①既存事業の財源振替でないこと</p> <p>②NPO等と協働しようとする取組みが国または地方公共団体による他の補助金等の対象となっている取組み（対象となる予定のものを含む。）でないこと</p> <p>(3) 委託事業に関係するNPO等の活動基盤整備、寄附募集、融資利用などの人材、情報、資金、仕組み面の取組みの強化等、当該NPO等を支援する内容を含むもの</p> <p>4 事業費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 事業当たり、概ね 1,000 千円～4,000 千円 ・ 本事業の実施総額の上限は、全事業費合計額の 1/2 とする（震災対応案件を除く。）。)

5 事業の予算枠

新しい公共の場づくりモデル事業費総額のうち、

- ①一般枠〔3(1)および(2)の要件を満たすもの〕…2/3
- ②NPO等支援重点化枠〔3(1)から(3)までの要件を満たすもの〕…1/3

6 事業実施期間

- ・平成23年度：県分 平成23年9月～平成24年3月31日
市町分 平成23年10月～平成24年3月31日
- ・平成24年度：平成24年4月～平成25年3月31日

7 提案者の資格要件

以下の(1)および(2)の要件を満たすNPO等

(1) 県内に事務所を有するNPO等(特定非営利活動法人、公益法人、社会福祉法人、学校法人、ボランティア団体、地縁組織、協同組合等の民間非営利組織)であること。

(2) 以下の要件全てに合致すること

- ①新しい公共の活動を適確に遂行する意欲や能力を有していること。
- ②新しい公共がめざす社会の実現のために、県民等が自発的・主体的な参画によって活動を行っていること。
- ③資金、活動面において自立のための支援を必要としていること。
- ④財務や実施事業等の情報開示がなされていること、または、モデル事業の取組期間中に情報開示がなされる予定であること。
- ⑤継続的に活動を行う団体であり、一度限りのボランティア活動等を行うものではないこと。
- ⑥定款、規約またはそれに相当する文書を有し、適正な事業計画書、予算・決算書が整備されていること。または、モデル事業の取組期間中にこれらが整備される予定であること。
- ⑦宗教活動や政治活動(政策提言活動は除く。)を主たる目的とする団体、暴力団もしくは暴力団員の統制のもとにある団体ではないこと。
- ⑧活動が著しく特定の個人または団体の利益を図るとみられる組織、団体ではないこと。

8 事業の選定・決定

①事業の選定

事業の選定は、民間有識者で構成される新しい公共支援事業運営委員会において行う。

②事業の決定

事業の決定は、①の新しい公共支援事業運営委員会の判断を最大限尊重し、知事が行う。

9 成果報告および評価

(1) 成果報告

- ①NPO等は、事業終了後、成果報告書を県または市町(事業担当課)に提出する。
- ②事業担当課は、提出された成果報告書を運営委員会事務局に提出する。

	<p>③運営委員会事務局は、提出された成果報告書をインターネットで公表し、および運営委員会に報告する。</p> <p>(2) 評価 新しい公共の場づくりモデル事業の実施による施策効果について検証するため、以下の評価を実施する。</p> <p>①NPO等自らによる成果報告書の自己評価 ②上記自己評価について、運営委員会による第三者評価</p> <p>(3) 評価結果の取扱い 上記(2)②の第三者評価の結果は、公表する。</p> <p>10 期待する成果および波及効果 モデル事業実施を通して、行政職員・NPO等双方に意識改革、事業の効果的な実施手法が浸透し、また、マルチステークホルダー・プロセスによる地域の課題解決に向けた取組みの推進により、事業終了後においても「新しい公共」による取組みが継続・発展していくよう事業を進める。</p> <p>※背景、目的、実施期間、取り組み内容と具体的方法（委託等を行う場合は、想定される相手も含めて記述）、期待する成果及び波及効果等を適宜記述ください。</p>												
<p>成果目標 (内数)</p>	<p>地域の課題解決への取組み 10件</p>												
<p>必要経費 の概算 (予定)</p>	<p>平成23年度</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">委託料（県実施分）</td> <td style="text-align: right;">: 16,000 千円（執行額：15,974 千円）</td> </tr> <tr> <td>負担金補助および交付金（市町実施分）</td> <td style="text-align: right;">: 16,000 千円（執行額：9,078 千円）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">32,000 千円（執行額：25,052 千円）</td> </tr> </table> <p>平成24年度</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">委託料（県実施分）</td> <td style="text-align: right;">: 35,030 千円</td> </tr> <tr> <td>負担金補助および交付金（市町実施分）</td> <td style="text-align: right;">: 16,007 千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">51,037 千円</td> </tr> </table>	委託料（県実施分）	: 16,000 千円（執行額：15,974 千円）	負担金補助および交付金（市町実施分）	: 16,000 千円（執行額：9,078 千円）	計	32,000 千円（執行額：25,052 千円）	委託料（県実施分）	: 35,030 千円	負担金補助および交付金（市町実施分）	: 16,007 千円	計	51,037 千円
委託料（県実施分）	: 16,000 千円（執行額：15,974 千円）												
負担金補助および交付金（市町実施分）	: 16,000 千円（執行額：9,078 千円）												
計	32,000 千円（執行額：25,052 千円）												
委託料（県実施分）	: 35,030 千円												
負担金補助および交付金（市町実施分）	: 16,007 千円												
計	51,037 千円												

2. 都道府県の施策の内容

<p>施策名</p>	<p>(9) 運営委員会運営事業</p>
<p>概要</p>	<p>民間有識者で構成される運営委員会を県に設置し、支援事業に関する基本方針、事業計画および成果目標の検討ならびに支援対象NPO等、新しい公共の場づくりモデル事業の選定等を行う。</p> <p>※概ね 150 字程度で、施策の主旨、内容を簡潔かつ明瞭に記述ください。</p>
<p>施策の内容</p>	<p>1 設置</p> <p>運営委員会は、県が設置する。</p> <p>2 役割</p> <p>(1) 支援事業に関する基本方針、事業計画および成果目標の検討</p> <p>(2) 新しい公共の場づくりモデル事業に係る提案事業の選定</p> <p>(3) NPO等活動基盤強化事業の受託先の選定</p> <p>(4) 前号の事業で支援する対象者の選定</p> <p>(5) 各事業の進捗状況の把握と評価</p> <p>(6) 支援事業の効果を高めるための検討および指導・助言等</p> <p>(7) 支援事業に関する国への要請および国からの要請等への対応</p> <p>(8) その他必要な事項</p> <p>3 構成</p> <p>運営委員は、事業選定の公平性を確保し、地域の多様な関係者の意見を踏まえる観点から、また、支援事業への広い理解を得て、新しい公共の考え方の普及を図る観点から、以下を基本として県で決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学識経験者 ・中間支援組織 ・NPO等 ・企業・経済団体 ・金融機関 ・会計の専門家 ・行政職員 ・マスコミ 等 <p>4 審査、選考等</p> <p>運営委員会では、以下の事業ごとの審査の視点により審査し、申請案件の選考を行う。</p> <p>(1) つなぎ融資への利子補給事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援事業の趣旨に合致するか ・委託者（行政からの委託業務であるか） <p>(2) 融資利用の円滑化のための支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援事業の趣旨に合致するか ・目的、内容等が妥当であるか

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業に継続性、発展性はあるか <p>(3) NPO等の活動基盤整備のための支援事業に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援事業の趣旨に合致するか ・ 目的、内容等が妥当であるか ・ 事業に継続性、発展性はあるか <p>(4) 寄附募集支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援事業の趣旨に合致するか ・ 目的、内容等が妥当であるか ・ 事業に継続性、発展性はあるか <p>(5) 新しい公共の場づくりモデル事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援事業の趣旨に合致するか ・ 目的、計画が妥当であるか ・ NPO等と県・市町の連携であるか ・ 多様な参加者（マルチステークホルダー）が関与する仕組みとなっているか ・ 事業により大きな成果を期待できるか（仕組みや社会を大きく変えるか） ・ 事業に継続性・発展性はあるか ・ 事業に新規性・先進性はあるか ・ 事業に普及性はあるか <p>5 透明性等の確保</p> <p>運営委員会の開催後、議事の要点を記録した議事録を作成するとともに、県のホームページに掲載する。（個別のNPO等の評価に関する議事に関する部分等は例外として除く。）</p> <p>※背景、目的、実施期間、取り組み内容と具体的方法（委託等を行う場合は、想定される相手も含めて記述）、期待する成果及び波及効果等を適宜記述ください。</p>
<p>成果目標 （内数）</p>	<p>（記載不要）</p>
<p>必要経費 の概算 （予定）</p>	<p>(9)運営委員会運営事業および(10)その他共通事務の合計</p> <p>平成 23 年度 1,784 千円（執行額：1,024 千円）</p> <p>平成 24 年度 926 千円</p>

2. 都道府県の施策の内容

<p>施策名</p>	<p>(10) その他共通事務</p>
<p>概要</p>	<p>1 連絡調整会議への参加 支援事業に関して国と都道府県等の連絡調整等のために内閣府が設置する連絡調整会議に参加し、支援事業の円滑な推進に必要な各種の情報交換や検討を行う。</p> <p>2 県・市町職員向け研修会の開催 新しい公共との連携を効果的に推進していくため、新しい公共の概念や、協働の理念を県・市町職員に正しく理解させるための研修会を実施する。</p> <p>3 標準開示フォーマットに基づく情報開示の推進 NPO等の情報開示のための基盤整備を推進するため、新しい公共推進会議で検討されている標準開示フォーマットの普及を図る。</p> <p>4 成果の公表、評価、監査 以下の事業を実施する。 ・事業終了後にNPO等から提出された報告書をインターネットにより公表 ・NPO等が自ら実施した自己評価について、運営委員会が第三者評価を実施し、公表 ・支援事業の適切な実施を確保する観点から、客観性・透明性のある方法で監査等を実施</p> <p>※概ね 150 字程度で、施策の主旨、内容を簡潔かつ明瞭に記述ください。</p>
<p>施策の内容</p>	<p>1 連絡調整会議への参加 (1) 趣旨 支援事業に関して国と都道府県等の連絡調整等のために内閣府が設置する連絡調整会議（メンバー：内閣府、各都道府県等）に参加し、支援事業の円滑な推進に必要な各種の情報交換や検討を行う。</p> <p>(2) 会議内容 ・支援事業の進捗状況の把握、課題の整理 ・NPO等の支援に関する共通事項の検討 ・各種情報交換 他</p> <p>2 県・市町職員向け研修会の開催 (1) 趣旨 新しい公共の推進に当たっては、県・市町職員と新しい公共の担い手の連携が必要であり、そのためには、県・市町職員の新しい公共および協働に対する理解が必要不可欠である。 本県では、他県で実施されているようなNPO等との提案公募型の協働事業を実施しておらず、職員の中に協働の理念やその必要性がまだ定着していない。支援事業を実施するに当たって、まず職員研修を行い、今後新しい公共との連携を推進していくために必要な知識と心構えを学ぶことによって、事業を効果的に実施するとともに、事業終了後も継続して協働を推進していくことが可能となる。</p> <p>(2) 取組み内容と具体的方法</p>

基礎編：県が直接実施し、必要に応じて外部の専門講師を招聘する（23年度）。

応用編：中間支援組織に委託し、必要に応じて外部の専門講師を招聘する（24年度）。

（研修イメージ）

- ・新しい公共とは
- ・協働の意義
- ・マルチステークホルダー・プロセスとは

3 標準開示フォーマットに基づく情報開示の推進

（1）趣旨

NPO等の情報開示のための基盤整備を推進するため、新しい公共推進会議で検討されている標準開示フォーマットの普及を図る。

（2）団体情報開示の義務付け

県から事業を委託されたNPO等および支援対象者に対し、採択後3ヶ月以内に、標準開示フォーマットを用いた団体情報を開示するよう義務付ける。なお、開示の手段については、当該NPO等のホームページのみならず、県ホームページ、内閣府ホームページへの掲載も義務付ける。

（3）団体情報の開示の普及推進

支援事業で採択したNPO等のみならず、他のNPO等に対し、標準開示フォーマットによるNPO等の情報開示を推進するよう努める。（NPO説明会等での普及啓発等を想定）

（4）財務報告の普及推進

支援事業に採択したNPO法人に対し、NPO法人会計基準の導入推奨を含め、一般的に理解しやすい財務報告の普及を推進する。

4 成果の公表、評価、監査

（1）成果の公表

事業終了後に、県から事業を委託されたNPO等および支援対象者から提出される実施事業に係る成果を取りまとめた報告書（講習会等への参加者などの支援対象者については、簡略化）をインターネットにより公表するとともに、運営委員会に報告する。

（2）事業の評価

①評価の対象

支援事業の実施による施策効果を検証するため、以下の評価を実施

ア （1）に基づき取りまとめた成果について、県、県から事業を委託されたNPO等および支援対象者が自己評価（講習会等への参加者などの支援対象者については、簡略化）を実施

イ 上記アの自己評価結果について、運営委員会が第三者評価を実施

なお、第三者評価に当たっては、必要に応じて県から事業を委託されたNPO等、支援対象者および事業担当課から意見を聴取し、内容の修正等を行わせることができるものとする。

②評価結果の取扱い

①イの第三者評価の結果は、インターネットにより公表する。

（3）監査等

	<p>県は、以下の監査等を実施</p> <p>①県監査委員による新しい公共支援事業全般に対する監査</p> <p>②各事業について第三者に業務委託を行った場合における当該委託先に対する検査</p> <p>③つなぎ融資への利子補給事業の支援対象者に対する検査</p> <p>※背景、目的、実施期間、取り組み内容と具体的方法（委託等を行う場合は、想定される相手も含めて記述）、期待する成果及び波及効果等を適宜記述ください。</p>
成果目標 (内数)	(記載不要)
必要経費 の概算 (予定)	<p>(9)運営委員会運営事業および(10)その他共通事務の合計</p> <p>平成 23 年度 1,784 千円 (執行額 : 1,024 千円)</p> <p>平成 24 年度 926 千円</p>

3. 都道府県の施策の予算額

(単位：千円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	合計
年度毎の予算額 (年度毎の割合)	0 (割合 0.0%)	54,248 (割合 41.1%)	77,442 (割合 58.7%)	231 (割合 0.2%)	131,921 (割合 100.0%)

(単位：千円)

支援事業メニュー	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	合計	
① NPO 等の活動基盤整備のための支援事業					52,220 (割合 39.6%)	
② 寄附募集支援事業	0	27,755	24,465			
③ 融資利用の円滑化のための支援事業						
④ つなぎ融資への利子補給事業	0	30	1,110		1,140 (割合 0.9%)	
⑤ 新しい公共の場づくりのためのモデル事業	一般枠	0	0	0	0 (割合 0%)	
	重点化枠	0	22,847	42,642		65,489 (割合 49.6%)
	震災枠	0	2,205	8,395		10,600 (割合 8.0%)
⑥ 社会イノベーション推進のためのモデル事業	0	0	0		0 (割合 0%)	
⑦ 共通事務に関する事業	0	1,024	599	231	1,854 (割合 1.4%)	
利子積立金	0	387	231		618 (割合 0.5%)	
合計	0	54,248	77,442	231	131,921 (割合 100%)	

※ 上記の各年度の①～⑦の割合は、⑥社会イノベーション推進のためのモデル事業分を除いて算出してください。

※ 平成 24 年度の予算額は、ある程度の見通しが立った時点で記載してください。

4. 基金の名称 (基金条例の写しを添付)

福井県新しい公共支援基金

※ 交付申請時は空欄でも結構です。

5. 運営委員会の概要

(1) 運営委員会の名称及び委員氏名 (役職を含む)

(名称)
福井県新しい公共支援事業運営委員会
(委員氏名)
小林 嘉宏 (福井県立大学学術教養センター教授)
高田 洋子 (福井大学教育地域科学部教授)
増永 矩明 (福井県中小企業団体中央会会長)
安久 彰 (日本公認会計士協会北陸会会長)
須藤 公昭 (日本政策金融公庫福井支店 国民生活事業 事業統括)
上村 泰子 (オフィス上村 代表)
津田 節江 (福井市まつのき児童館館長)

※ 交付申請時は空欄でも結構です。

(2) 委員の選定方法

県内のNPO等や社会貢献活動の現状について知識を有している方、市民公益活動に精通しておられる方を選任

※ 交付申請時は空欄でも結構です。

(3) 運営方法（情報開示の方法を含む）

議事録、会議資料は非公開部分を除き、県ホームページで公開

※ 交付申請時は空欄でも結構です。

(4) 開催状況及び予定

平成23年8月 9日	第1回運営委員会
平成24年3月21日	第2回運営委員会
平成24年5月18日	第3回運営委員会
平成24年11月	第4回運営委員会（予定）
平成25年5月	第5回運営委員会（予定）

※ 交付申請時は空欄でも結構です。

6. 都道府県の施策の実施状況

【平成23年度】

都道府県の施策	実施状況 ※1 (現在までの取り組み、現時点の進捗、今後のスケジュール)		委託/直接等の分類 ※2
事業全般	本県は4月に統一地方選挙が実施されることから、23年度当初予算は骨格予算での編成となる。したがって、事業実施は6月補正予算の審議を経た9月以降を予定している。		—
(1) 専門家派遣による個別指導、専門家による個別相談会（巡回相談） (2) スキルアップ講座開催事業 (3) NPO等の活動等の広報事業 (4) イベント・フォーラム開催事業 (5) 中間支援組織機能強化事業	公募型プロポーザルにより事業委託先を決定 6月 8月 9月 ~3月 4月	業務委託のための事業募集要項公示 (公募型プロポーザル方式) 業務委託先の決定 支援対象NPO等の公募開始、運営委員会にて支援対象NPO等の選定 事業実施 事業報告書・自己評価提出、運営委員会で第三者評価	委託（プロポーザル）
(7) つなぎ融資への利子補給事業	22年12月 3月 8月 8月以降 随時 4月	庁内・市町説明会でNPO等への業務委託に係る概算払いの徹底を指示・要請（済） 概算払いの徹底指示（要請）文書の発出 支援対象者の申請受付開始 運営委員会にて、支援対象者の選定 支援対象者から提出された金融機関が発行する利子支払証明書により、補給金を支出 事業報告書提出	委託なし (直接実施)
(8) 新しい公共の場づくりモデル事業	6月 7月 8月 ~25年3月 4月	NPO等を対象とした事業募集要項の説明会、企画提案の募集開始 企画提案の募集締切り 運営委員会において事業選定 モデル事業実施 (随時マルチステークホルダー・プロセスを実施) 事業報告書・自己評価提出、運営委員会で第三者評価	委託（その他）

※1 交付申請時は、各施策の実施内容（委託、募集開始、支援開始、報告提出等）及び想定スケジュールを記載してください。

※2 委託（プロポーザル）、委託（その他）、委託なし（直接実施）の別及び決定した受託者名を記載してください。

【平成24年度】

都道府県の施策	実施状況 ※1 (現在までの取り組み、現時点の進捗、今後のスケジュール)		委託/直接等の分類 ※2
事業全般	モデル事業については、切れ目のない事業執行を可能とするため、24年3月に実施事業を選定し、4月から事業を実施できるようにする。		—
(1) 専門家派遣による個別指導、専門家による個別相談会（巡回相談） (2) スキルアップ講座開催事業 (3) NPO等の活動等の広報事業 (4) イベント・フォーラム開催事業 (5) 中間支援組織機能強化事業 (6) NPO 資金調達支援事業、ボランティア・コーディネーター育成事業	公募型プロポーザルにより事業委託先を決定 4月 業務委託のための事業募集要項公示（公募型プロポーザル方式） 5月 業務委託先の決定 支援対象 NPO等の公募開始、運営委員会にて支援対象 NPO等の選定 6月～25年3月 事業実施 4月 事業報告書・自己評価提出、運営委員会で第三者評価		委託（プロポーザル）
(7) つなぎ融資への利子補給事業	4月 支援対象者の申請受付開始 4月以降 随時 運営委員会にて、支援対象者の選定 25年4月 支援対象者から提出された金融機関が発行する利子支払証明書により、補給金を支出 事業報告書提出		委託なし（直接実施）
(8) 新しい公共の場づくりモデル事業	23年12月～24年2月 NPO等を対象とした事業募集要項の説明会、企画提案の募集開始 3月 運営委員会において事業選定 4月～25年3月 モデル事業実施（随時マルチステークホルダー・プロセスを実施） 4月 事業報告書・自己評価提出、運営委員会で第三者評価		委託（その他）

※1 交付申請時は、各施策の実施内容（委託、募集開始、支援開始、報告提出等）及び想定スケジュールを記載してください。

※2 委託（プロポーザル）、委託（その他）、委託なし（直接実施）の別及び決定した受託者名を記載してください。

7. 実施要領第5の7の(1)の成果目標の達成状況

評価項目		評価				
		実施前	23年度 上半期	23年度 下半期	24年度 上半期	24年度 下半期
1	県内NPO法人のホームページ開設率	50.7%	—	58.4%		
2	中間支援組織の職員を専門の人材として育成 (ボランティア・コーディネーター、ファンド レイザー等)	0人	—	54人 (延べ)		
3	ボランティア活動や県民と連携した新たな公共 サービスの促進 社会人の職能や技能、経験を活かしたプロボノ 活動や、NPO、企業、行政などが連携して行 う新たな公共的サービスの提供を通じて、地域 の課題を解決	0件	—	13件		

※ 平成23年度上半期の報告時以降、評価(数値)欄には、当期(実績)と来期(目標)の数値を入れてください。

※ 交付申請時は空欄でも結構です。

8. 当該年度の予算及び決算（基金の取崩し及び運用収入予定）

（単位：千円）

	予算	決算
設置当初の基金残金（交付金相当分）	131,000	131,000
平成 22 年度の基金取り崩し予定額（交付金相当額）	0	0
平成 22 年度の基金運用収入予定（交付金相当額）	0	0
平成 22 年度末の基金残高（交付金相当額）	131,000	131,000
平成 23 年度当初の基金残金（交付金相当分）	131,000	131,000
平成 23 年度の基金取り崩し予定額（交付金相当額）	65,000	53,558
平成 23 年度の基金運用収入予定（交付金相当額）	387	387
平成 23 年度末の基金残高（交付金相当額）	66,387	77,829
平成 24 年度当初の基金残金（交付金相当分）	77,829	
平成 24 年度の基金取り崩し予定額（交付金相当額）	77,829	
平成 24 年度の基金運用収入予定（交付金相当額）	324	
平成 24 年度末の基金残高（交付金相当額）	324	
平成 25 年度当初の基金残金（交付金相当分）	324	
平成 25 年度の基金取り崩し予定額（交付金相当額）	324	
平成 25 年度の基金運用収入予定（交付金相当額）	0	
支援事業終了時基金残高（交付金相当額）	0	

※ 交付申請時は、空欄でも結構です。